



HIDASHIN DISCLOSURE 2021

飛驒信用組合の現況

令和2年4月1日～令和3年3月31日

お客さまとともに
歩み続けます。



ごあいさつ

組合員の皆さまには、ますますご清祥のこと
とお慶び申し上げます。

飛驒信用組合第67期事業概況のご報告にあ
たり、皆さまからの平素のご支援とご愛顧に
対しまして、衷心より厚くお礼申しあげます。

当期の経済・社会情勢を顧みますと、世界
全体が新型コロナウイルスに翻弄された一年
でありました。

わが国経済は、感染拡大を受け消費や輸
出・生産活動が急激に収縮し、各分野・業態に
対する給付金支給等、様々な経済対策により
持ち直しの動きが見られましたが、年後半は
感染第3波の影響から、再び社会・経済活動
の自粛を余儀なくされる事態となりました。

一方金融情勢は、「コロナショック」に見舞
われた昨年3月以降、主要国の大規模金融緩和
と財政刺激によって著しい信用収縮は回避さ
れ、金融市場は落ち着きを取り戻しています。

しかしながら、物価安定の目標や世界的
なリスク回避の動きを背景に、日銀の異次
元緩和の長期化は避けられない見通しにあ
ります。

当地区におきましては、「GoToトラベル
キャンペーン」により一時的に明るい兆しが見
受けられましたが、コロナ禍は主要産業の観
光業界を中心に極めて深刻な影響を及ぼし

ています。

当該情況下で、当組合は、新型コロナ対策・
対応融資に積極的に取り組むなど、お客さま
の資金決済や事業資金の供給を主とした金
融仲介機能の発揮と併せ、さるばる「コイン」と
「クラウドファンディング」によるコロナウイ
ルス感染対策の地域支援事業推進に努めた
結果、期末預金2,800億円、期末貸出金
1,206億円と業容は着実に推移し、当
期純利益4億90百万円を計上することが
できました。

新年度の景気動向を眺めますと、ワクチン
普及に伴う経済活動の制約解消や主要国の
金融・財政両面での積極的な政策を背景に早
期回復が期待されますが、足元の感染再拡大
による先行き不透明感は依然払拭できず、
引き続き厳しい状況が予想されます。

かような経営環境のもと、金融機関として
の責務を深く理解し、社会機能の維持を始め
地域の課題解決に全力を傾注してまいりま
すので、一層のご理解、ご支援を賜りますよ
うお願い申し上げます。

令和3年7月

理事長 大原 誠

飛驒信用組合の現況

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 1 ごあいさつ | 23 リスク管理体制について |
| 3 ひだしんと地域社会 | 25 内部統制基本方針 |
| 5 令和2年度 業績のご報告 | 26 お客さまの情報の管理 |
| 6 ひだしのあゆみ | 27 苦情対応・紛争解決措置等の概要について |
| 7 ひだしんトピックス | 29 信用組合と総代会制度について |
| 9 地域・社会貢献活動 | 31 組織図 |
| 11 地域密着型金融の取り組みについて | 32 報酬体系について |
| 17 さらなる金融仲介機能の発揮 | 33 業務のご案内 |
| 21 店舗のご案内 | 35 主な手数料のご案内 |
| 22 コンプライアンス体制について | |

当組合の概要

名 称	飛驒信用組合
略 称	ひだしん
本店所在地	高山市花岡町1丁目13番地1
設 立	昭和29年9月28日
営 業 区 域	高山市・飛驒市・大野郡
店 舗 数	16ヵ店 他に店舗外ATM 21ヵ店
自己資本額	262億円（うち出資金 3億円）
組 合 員 数	26,415名
預 金 積 金	2,800億円
貸 出 金	1,206億円

（令和3年3月31日現在）

経営理念

1
地域金融を通じ、
地域社会の発展に貢献します。

2
お客さまの声を経営に反映し、
質の高い金融サービスを提供します。

3
金融機関としての社会的責任と
公共的使命を念頭に、
法令遵守態勢の徹底と高い企業倫理の
確立に努めます。

2021 Report

ひだしんと
地域社会

当組合は高山市、飛騨市、大野郡を営業区域として金融サービスを提供しており、地域の皆さまからお預けいただいたご預金は、地元企業の事業活動のための資金や当地域にお住まいの方が住宅や自動車をご購入される際の資金などへのご融資としてご利用いただいております。

また、金融機能の提供に留まらず企業経営・人材育成・文化活動・スポーツ活動といった面も視野に入れて広く地域社会の活性化に努めております。

地域を何よりも大切に考え、
ともに歩み続けます。

お客さま

組合員数：26,415名
出資金：300百万円

飛騨信用組合

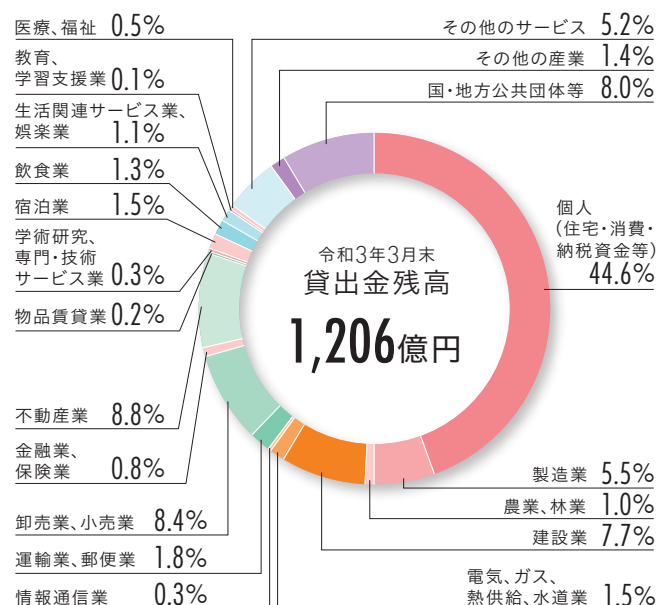
役職員数：179名
店舗数：16カ店
店舗外ATM：21カ店

お客さまへのご融資について

お客さまからお預かりした大切なご預金は、小口・多数利用の原則に立ち、地元中小企業の皆さまへのご融資のほか、住宅ローン、消費者ローン等勤労者向けご融資を積極的に取り組んでおります。

今後も、資金ニーズに幅広くお応えできるよう融資商品の充実に努めてまいります。

◆ 貸出金の業種別構成



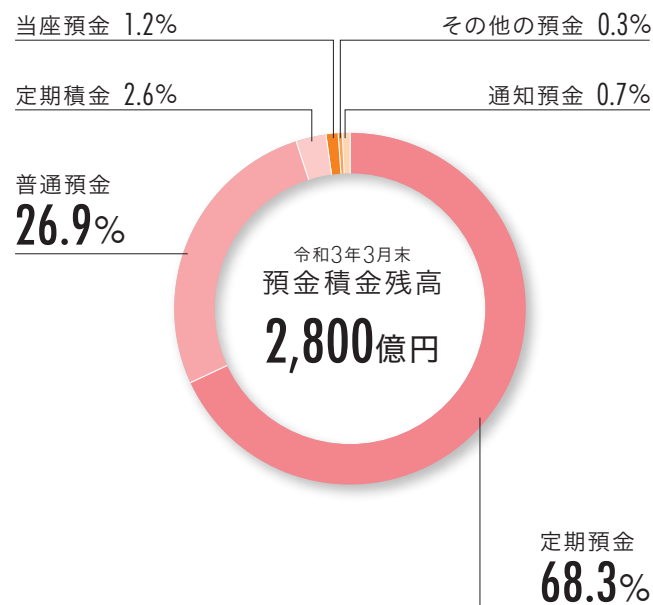
詳しくは、34ページをご覧ください。

お客さまからのご預金について

当組合は、お客さまの着実な資産づくりのお手伝いをさせていただくため、新商品開発や、サービスの一層の充実に向けて努めております。

また、お客さまの大切な財産を安全・確実に運用し、お気軽にご利用いただけるよう各種商品を取り揃えております。

◆ 預金積金の科目別構成



詳しくは、33ページをご覧ください。

今期の決算について

令和3年3月期の決算は、業務純益9億48百万円、経常利益7億4百万円、当期純利益4億90百万円を計上することができました。

業務純益

9億48百万円

経常利益

7億4百万円

当期純利益

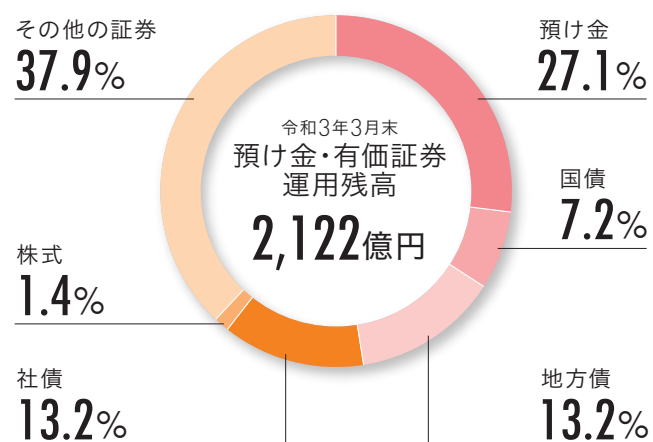
4億90百万円

ご融資以外の運用について

当組合は、お客さまのご預金をご融資による運用の他、預け金や有価証券等により運用を行っております。

このうち、預け金は主に全国信用協同組合連合会の定期預金に、有価証券は国債をはじめ高格付債券を中心に安全を第一とした運用に努めております。

◆ 預け金・有価証券の運用構成



令和2年度 業績のご報告

預金・積金

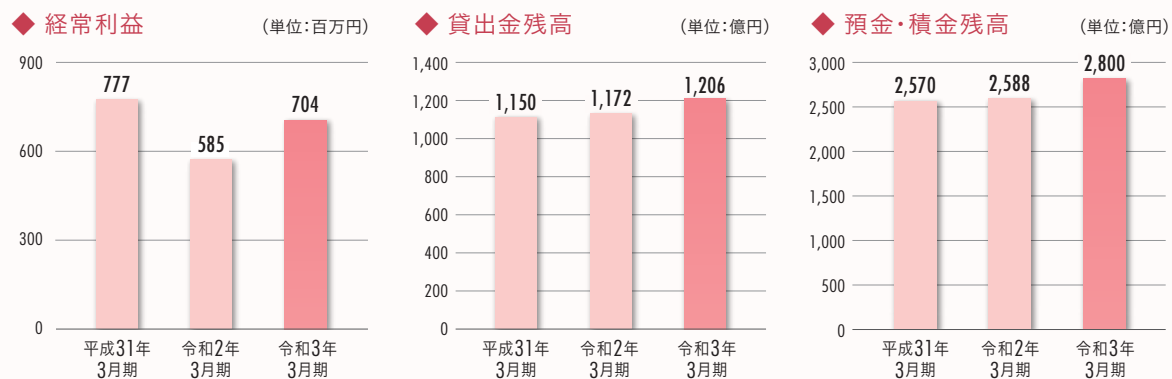
夏・冬のキャンペーン定期預金や退職金定期の販売、年金振込口座及び給与振込口座の推進による預積金獲得等により、前期比211億98百万円増加（年率8.18%増）し、期末残高は2,800億69百万円となりました。

貸出金

住宅ローン、消費者ローン等の個人向け融資に加え、新型コロナウイルスに係る特別融資等の法人融資の積極的推進を図った結果、総融資残高は前期比34億54百万円増加（年率2.94%増）し、期末残高は1,206億80百万円となりました。

収益

新型コロナウイルスの影響が長期化するも、日本銀行による金融緩和の継続や政府による景気刺激策によりマーケットが回復する中、効率的な資金運用と経営全般に亘る合理化・効率化の徹底に注力した結果、経常利益は7億4百万円・当期純利益は4億90百万円を計上することができました。



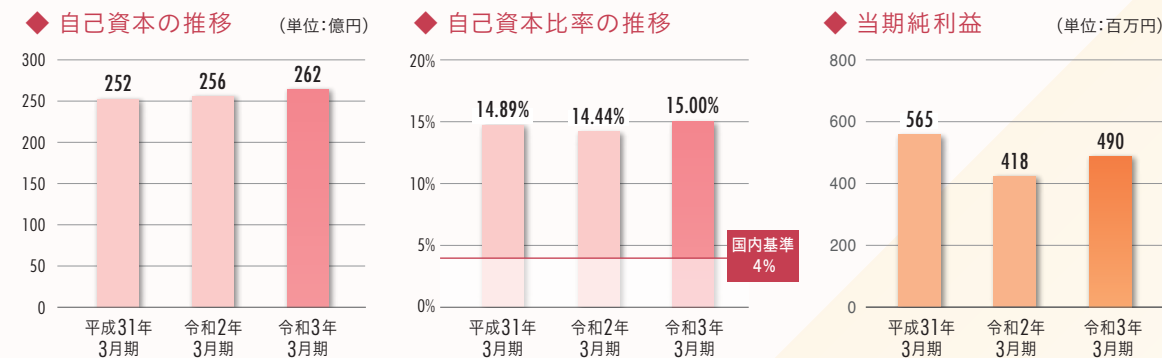
自己資本比率

自己資本比率の推移

自己資本比率は、貸出金や有価証券等の「リスク資産（リスク・アセット等）」に対する出資金や内部留保等の「自己資本」の割合を示す数値で、金融機関の健全性・安全性を測る重要な指標です。自己資本比率は、国内基準で4%以上でなければならぬとされていますが、当組合は一貫して自己資本の充実と健全性に努めてきました結果、令和3年3月末の自己資本比率は**15.00%**となり、国内基準の3倍を超える高い水準にあります。

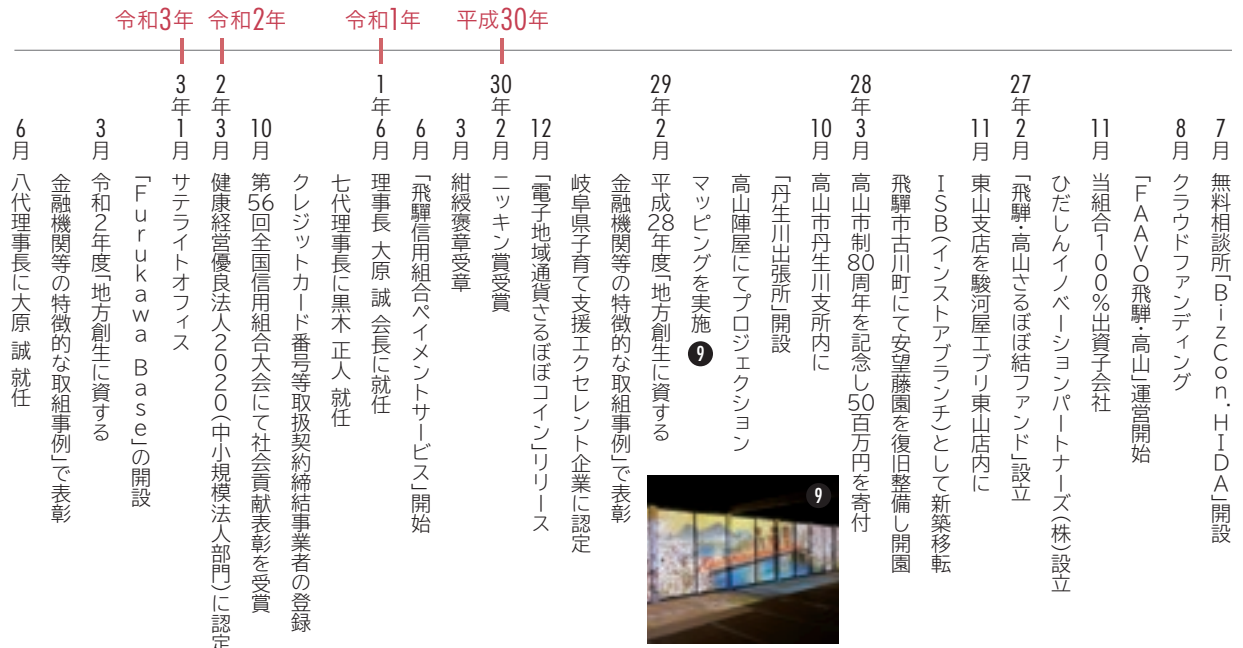
自己資本の推移

当組合は、長年にわたり利益からの蓄積である、特別積立金（無コスト資金）を中心に自己資本の増強に努めてきました結果、令和3年3月末の自己資本は、262億円と健全な体質を堅持しております。



*上記の詳細につきましては、資料編11ページの「自己資本の充実の状況等について」をご覧ください。

ひだしんのあゆみ





ひだしんトピックス

ひだしの
この1年の活動を
ご紹介していきます

さるぼぼコインの取り組みが
特徴的な取組事例として
表彰を受けました！

企業支援・人材育成

スタートアップピッチ
in 飛騨高山の開催

さるぼぼコインを活用した地域の消費喚起を目的とした各施策が評価され、まち・ひと・しごと創生本部事務局が実施する「地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』に全国の信用組合のうち唯一選定され、内閣府特命担当大臣（地方創生）より表彰を受けました。



当組合の子会社であるひだしんイノベーションパートナーズ株式会社に、全国各地のスタートアップ企業と飛騨の事業者をつなげる場づくりとして、「スタートアップピッチ in 飛騨高山」を開催。70名以上の方が参加され、新しいつながりが生まれました。



COVID-19対策

感染防止対策

◆ アクリル板設置、消毒、検温器

お客さま、職員の安全を守るため、窓口にアクリル仕切り板や非接触型の検温器を設置しました。また、職員は顔認証機能を活用して体温をデータ化し、日々の体調管理に努めています。



感染防止対策



飛騨市にサテライトオフィス「Furukawa Base」開所

◆ 飛騨市にサテライトオフィス「Furukawa Base」開所

COVID-19感染防止対策の観点から本部業務の一部をサテライトするワークスペースとして、また、飛騨市エリア在住職員のテレワーク可能な代替オフィスとして利用します。

啓発活動

◆ ライトアップブルー

医療従事者等に感謝の気持ちを表すために、本店建屋のブルーライトアップを行いました。

◆ ひだしんシトラス

リボンプロジェクト

プロジェクトの趣旨に賛同し、各店舗でオリジナルのシトラスリボン作成キットを配布。また、本店建屋をシトラスカラーでライトアップしています。



本店建屋のブルーライトアップ



ライトアップの様子



シトラスリボンキット

取引先支援

◆ クラウドファンディング

2020年4月から2021年3月の期間で行ったCOVID-19関連の支援プロジェクト

12件
166,003,413円

#おうちで飛騨牛

2020年のCAMPFIRE
アワードを受賞した
畜産業界支援プロジェクト

・2020年4月29日～5月10日
・支援者数 10,002人
・支援額 114,370,014円



医療支援プロジェクト

飛騨の3市1村と共同で行った、
地域内でのCOVID-19拡大に
備える寄付型プロジェクト

・2020年6月2日～7月30日
・支援者数 560人
・支援額 28,001,201円



◆ 経営相談窓口の設置と 特別融資の実施



地域・社会貢献活動

地域貢献活動

社会貢献

◆豪雨災害支援の さるぼぼコイン寄付

令和2年7月豪雨災害の支援として、さるぼぼコインのユーザーに寄付を募り、「1,300,932コイン」を高山市へ寄付しました。

◆医療従事者支援の寄付

医療機関の支援を目的に、飛騨市民病院、久美愛厚生病院、高山赤十字病院の3施設へ合計30万円相当の寄付を行いました。



豪雨災害寄付



医療従事者支援の寄付

◆高山短期大学 新実習棟建設事業 への寄付

学校法人高山短期大学が創立60周年記念で行う事業に対して寄付を行いました。

◆献血活動

ひだしん本店、中山支店にて献血を行いました。

◆中部山岳国立公園 パートナーシップ プログラムへの参画

中部山岳国立公園の所在する地域の持続可能な地域づくりにつなげるためのパートナーシッププログラムに参画し、クラウドファンディングやさるぼぼコイン等を活用して、活動をサポートしていきます。



中部山岳国立公園パートナーシッププログラムへの参画

◆飛騨高山 ブラックブルズ岐阜

地元のスポーツチームである「飛騨高山ブラックブルズ岐阜」をスポンサーとして支援しています。



飛騨高山ブラックブルズ岐阜

◆アルペンスキーヤー 新井真季子

地元出身のスキーヤーである新井真季子選手をスポンサーとして支援しています。



新井真季子選手



さるぼぼコイン

たくさんの方にご支持
いただき大きく飛躍する
1年となりました。

ユーザー数	20,886人
加盟店数	1,545店舗
累計流通額	33億円

2020

4月25日

飲食店支援 第1弾

テイクアウト・デリバリーを
コインで精算すると10%を
還元するキャンペーンを実施。

4月1日

高山市観光周遊バス
「匠バス」に導入

3月31日

セブン銀行ATMとの連携スタート

全国のセブン-イレブン等でさるぼぼ
コインのチャージが可能になりました。

7月15日

さるぼぼコインを活用した
令和2年7月豪雨災害への
寄付募集

7月1日

「飛騨高山&奥飛騨スマホでお得旅」
飛騨・高山観光コンベンション協会と
連携した、総額5,000万円相当の
観光消費拡大キャンペーンを実施。
観光客のコイン利用が大幅に拡大。

5月20日

飛騨市ががんばれプレミアム
電子地域通貨の発行

大反響につき、わずか10日で
早期終了。

9月1日

マイナポイント事業

さるぼぼコインもマイナポイント
申込ができる決済サービスに
登録されました。

12月4日

3周年記念キャンペーン

これまで支えてくださった
ユーザーの皆さまと新しい
ユーザーの皆さま、双方に
感謝をお届けするプレゼント
キャンペーンを開催しました。

さるぼぼコインタウンリリース

SARUBOBO COIN TOWN
さるぼぼコインタウン

11月9日

さるぼぼコインアプリの
リニューアル

ユーザーの皆さまのお声を反映し、
デザインのリニューアル、家計簿機能
の追加などを行いました。

10月1日

6商店街での20%ポイント
還元キャンペーン

やすがわ商店街を皮切りに全
6商店街で順に2021年2月末
までキャンペーンを行い、中心
市街地でのコイン利用が拡大
しました。

2021

3月7日

高山市土産品応援セール

飛騨市に続き高山市でも実施。
好評につき、3月21日には第2弾が
行われました。

2月10日

先払クーポン機能リリース

先払クーポンの
ご購入はこちら

飲食店支援 第2弾
「コインプレミアム付き
みんなで応援テイクアウト」

2月8日

コインユーザー20,000人

さるぼぼコインのユーザーが2万
人に到達しました。

2月6日

飛騨市まるごと応援セール

さるぼぼコインの還元でお得に、
キャッシュレスで安全に地域の
事業者を支援する物産展が開催
されました。

10

9

ひだしんTOPICS

2 BizCon.HIDA(ビズコンヒダ)の開設 (※図2)

① 動機(経緯)	地域の事業者に対する各種相談対応やコンサルテーションを行う窓口は、商工会議所や商工会等の経済団体及び行政、そして各金融機関と複数存在する状況であり、またそれぞれが対応可能な相談内容に差異があることから、事業者にとっては『どこに相談すればよいか』が分かりづらい状況が存在していた。
② 概要	【提供サービス】 ・売上拡大サポート ・経営サポート ・起業・創業サポート ・情報発信 ・資金サポート ・専門家派遣の実施
③ 成果	・課題の解決(資金調達の達成、売上の増加)による経営改善。 ・補助金を始め各種行政施策の情報獲得。 ・相談窓口の一本化による利便性の向上及び課題解決までの時間短縮。 ・取引先との関係深耕が図れ、また取引先の事業に対する理解が深まった。
④ 今後の展望	当該取り組みを通じ、コンサルティング機能をさらに強化し、他金融機関との差別化を図るとともに、地域の事業者との関係をより深化させることにより、地域から『選ばれる金融機関』となることを目指しております。

◆ 理念

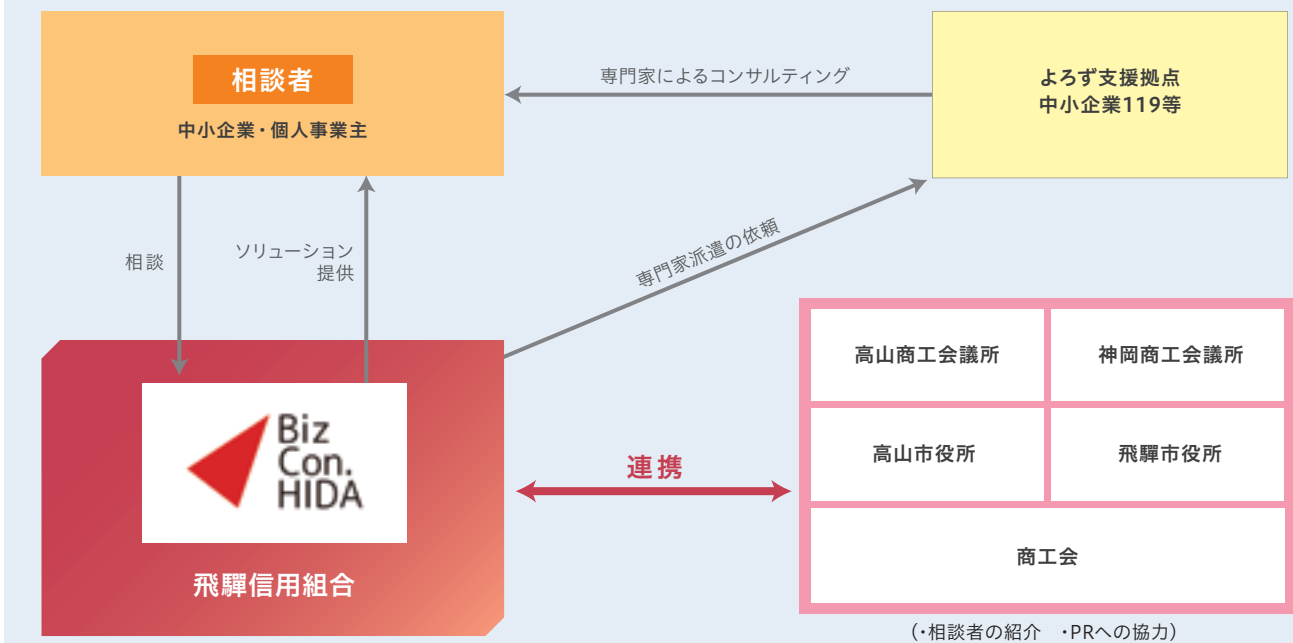
1 BizCon.HIDAのミッション(任務・使命)
社会に対してこうなりたいという目的

地域金融機関としての枠を越えた
事業者支援、起業支援の役割を果たすことで、
飛騨地域の経済発展に寄与すること。

2 BizCon.HIDAのビジョン(志・方向性)
組織としてこうなりたいという状態

地域の事業者の皆さまにとって
最も身近で頼りになる相談相手となること。
事業者の皆さまにとっての
コンシェルジュ(トータルソリューションリスト)
となること。

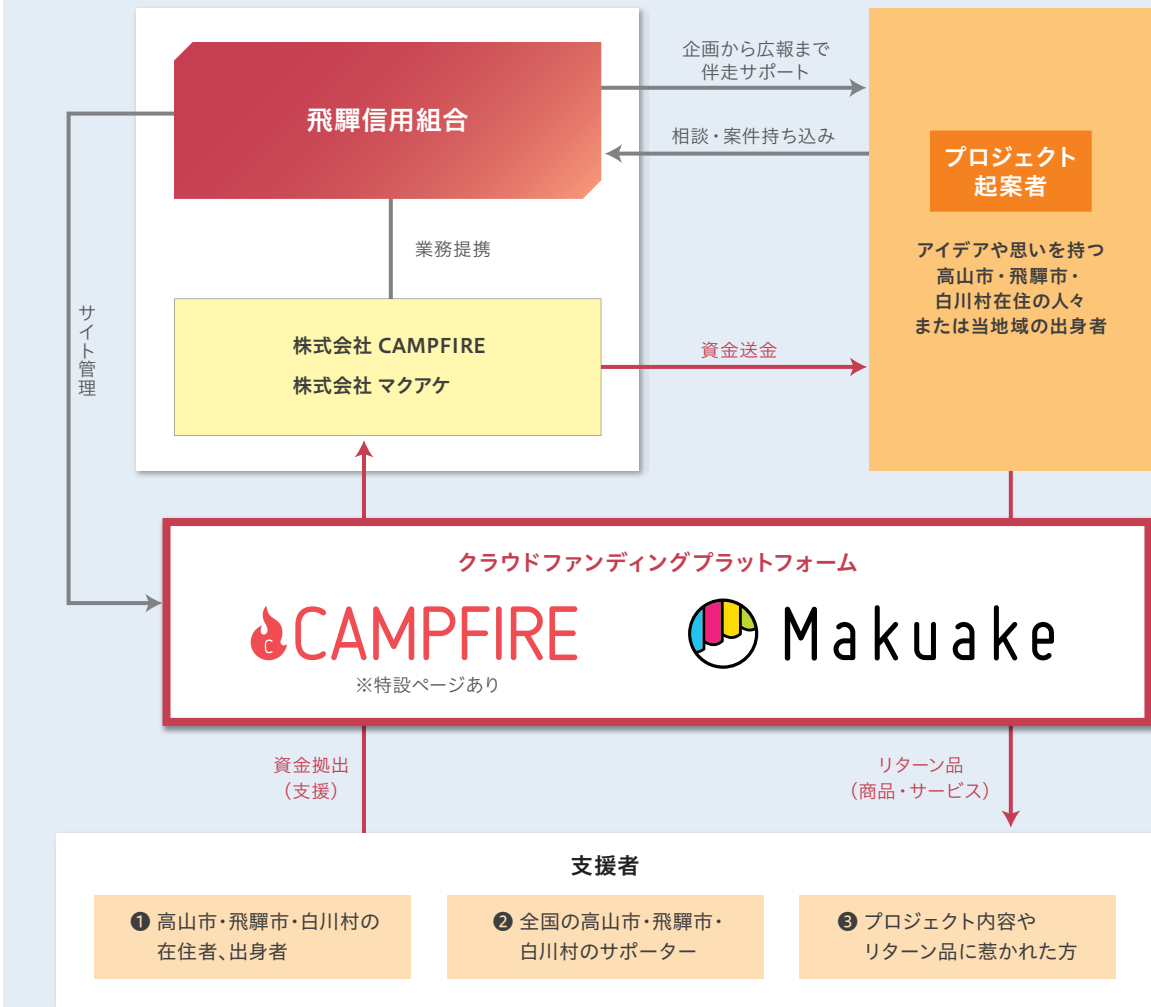
図2 BizCon.HIDAスキーム図



1 クラウドファンディング飛騨・高山の取り組み (※図1)

① 動機(経緯)	既存の資金供給メニューではフォローができなかったイベント開催費用、新規事業費用等の受け皿としてお客さまの様々なニーズにお応えすることを目的として導入。
② 概要	株式会社CAMPFIREおよび株式会社マクアケと業務提携し、飛騨地域に特化した購入型クラウドファンディングのサポート体制を整えている。(図1を参照)
③ 成果(効果)	【クラウドファンディング飛騨・高山の成果】 令和3年3月末までに82プロジェクトのファンディングをサポート。 累計の支援額 207,610,393円、支援者数 17,753人。 【当組合の成果】 地域法人・個人のプロジェクトを支援することによってお客さまとの関係性がより強固となり、新規融資、さるぼぼコイン加盟店の登録などの付帯取引増加に繋がっています。
④ 今後の予定(課題)	クラウドファンディングの市場が拡大していく中で、お客さまが検討される地域資源を活かした新商品・新サービスをより確実に全国へと届けていくために、融資等の金融取引とも連動して総合的に支援できる体制を整えていきます。

図1 クラウドファンディング飛騨・高山のスキーム図



「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

◆「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取り組み事例

1 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- 地元の老舗事業者で当組合とはサブ取引先。
- 新社屋建設にあたり新規融資を必要とする情報を得たため、当組合から「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討について打診したところ、是非検討してほしいとの申し出があった。

2 取り組み内容

- 当組合内での検討においては、以下の点を勘案し、経営者保証を求めない融資を行うこととなった。
 - ① 事業用資産はおおむね自己所有によるものであり、法人と経営者との区分・分離がなされていること
 - ② 現在の代表取締役は創業者一家の出身ではなく、従業員から代表者へ昇格した人物であること
 - ③ 現在、業績、財務内容は良好であり、今後も利益計上が見込まれ、利益による債務の返済が十分可能であること
 - ④ 他行の後順位ではあるも、自社不動産に担保設定が可能であること
 - ⑤ 当組合との取引年数は比較的短い、取引開始以降、財務内容の積極的な開示が行われ、良好なリレーションシップが構築されており、取引状況も良好であること
- 当該融資については他行とも競合しており、当組合の融資条件は金利等の点では他行に劣っていたものの、経営者保証を求めない点に関して取引先の高い評価を得られたことにより、ガイドラインに基づく融資を実行するに至った。

◆「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	113件	300件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	9.47%	24.43%
保証契約を解除した件数	10件	30件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0件	0件

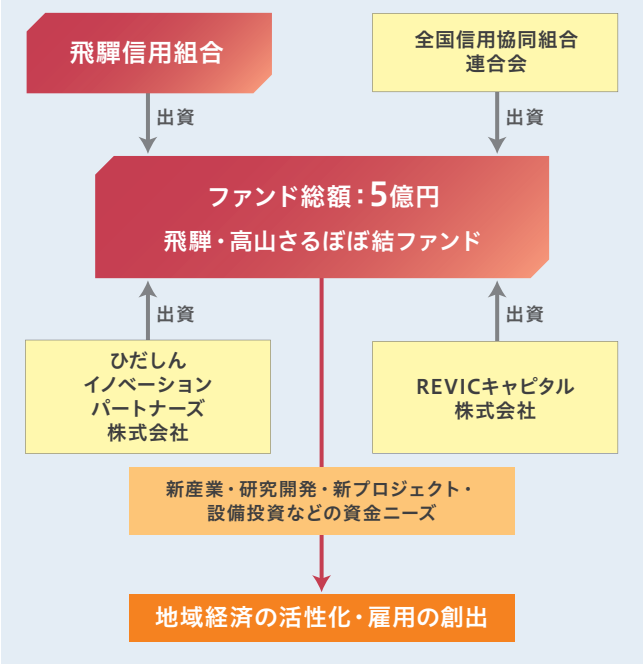
3 「飛騨・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合」について

当組合は、地域経済の活性化を目的とする「飛騨・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合」の1号ファンドを平成27年2月1日付で設立、2号ファンドを平成28年6月10日付で設立致しました。

現在、1号ファンドは、ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社、および、REVICキャピタル株式会社を無限責任組合員として運営しており、2号ファンドは、ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社、および、ルネッサンスキャピタル株式会社を無限責任組合員として運営しております。

地域経済の活性化においては、『地域の元気』が必要であり、このファンドを通じて資本金の提供を行うことで、地域の皆さまの起業や新事業への展開を後押ししたいと考えております。

飛騨・高山地域活性化ファンド1号スキーム図

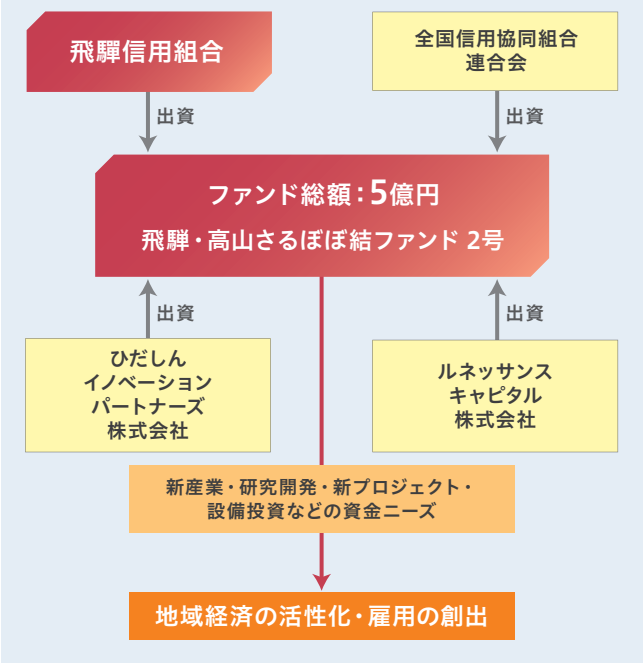


本ファンドの概要は以下の通りです。

名称	飛騨・高山さるぼぼ結ファンド 投資事業有限責任組合
ファンド金額	5億円
組合員構成	飛騨信用組合 全国信用協同組合連合会 ひだしんイノベーション パートナーズ株式会社 REVICキャピタル株式会社
設立日	平成27年2月1日
業務運営者	ひだしんイノベーション パートナーズ株式会社 REVICキャピタル株式会社

(令和3年3月31日現在)

飛騨・高山地域活性化ファンド2号スキーム図



本ファンドの概要は以下の通りです。

名称	飛騨・高山さるぼぼ結ファンド 2号 投資事業有限責任組合
ファンド金額	5億円
組合員構成	飛騨信用組合 全国信用協同組合連合会 ひだしんイノベーション パートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社
設立日	平成28年6月10日
業務運営者	ひだしんイノベーション パートナーズ株式会社 ルネッサンスキャピタル株式会社

(令和3年3月31日現在)

3 地域や利用者に対する積極的な情報発信

「金融仲介機能のベンチマーク」にかかる実績の開示をディスクロージャー誌やHPを通じて行いました。その他、地域密着型金融に関する活動や各種CSRに関する活動を「ふれあい通信」等を通じ地域に情報発信しました。

令和2年度 ふれあい通信発行部数	12部
------------------	-----

4 都市圏から地方への人材還流における人材ニーズや課題

令和2年度下期より岐阜県プロフェッショナル人材サテライト拠点としての機能を有することとなり、地域企業の中核人材の採用活動を支援しました。また、副業・兼業人材の仲介事業者であるJOINS株式会社と提携し、都市部の大手企業等で勤務する副業・兼業人材の地域企業での就業を支援する体制を構築しました。

令和3年度地域密着型金融の取り組み方針

1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

金融仲介機能の発揮 【新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた企業の資金繰り支援】	資金供給を必要とする企業からの相談に適切に対応し、円滑な資金供給を行います。
	資金繰りが悪化し、既往債務の返済に窮している企業の条件変更の相談に迅速かつ柔軟に対応します。
	顧客企業への公的支援施策等の情報を積極的に提供し、施策の利活用を支援します。
金融仲介機能の強化	【日常的な関係強化の姿勢】 顧客企業からの相談受付体制を整備し、相談に対しては迅速かつ適切に対応し、ともに顧客企業の経営課題の克服に努めます。
	【目利き能力の発揮】 顧客企業の強みを理解し、新たな事業分野等に取り組む企業を積極的に支援します。
	【外部専門家・外部機関との連携】 外部専門家・外部機関との連携により、経営課題の解決に最適なソリューションを提供します。

2 地方創生や地域経済活性化に向けた取り組みへの参画

地域経済活性化につながる取り組み	電子地域通貨「さるぼぼコイン」の機能強化と活用方法の周知により、地域課題を解決するとともに地域のDX推進をサポートします。
	クラウドファンディングにより、新型コロナウイルスの影響からの復興や新たな事業にチャレンジするお客さまを支援します。
	オンラインによる買い物需要の高まりに対応するため、ECプラットフォームと連携し地域活性化につながるEC活用を支援します。
CSR活動等の地域活性化事業への参画	地元企業や団体と連携し、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者支援につながる地域内イベントや企画を実行します。
	行政や各種経済団体と連携し、地域観光事業推進に協力するほか、新型コロナウイルスに対する各種施策を進めます。
	スポーツ振興や文化振興へ積極的に参画し、地域活性化に貢献します。

3 地域や利用者に対する積極的な情報発信

地域密着型金融に関する取り組み情報の発信	ホームページやディスクロージャー誌を通じ、地域密着型金融の取り組み実績を積極的に開示します。
	「金融仲介機能のベンチマーク」に関する実績を公表します。
地域活性化につながる情報発信	「ふれあい通信」や「Facebook」、電子メール「Synergy!」、「さるぼぼチャンネル」を通じ当組合の地域における取り組みを配信します。
	地域メディアを通じ、お得な金融情報や新商品の情報に加え、中小企業支援策等の情報を積極的に案内します。

4 都市圏から地方への人材還流における人材ニーズや課題

都市部の人材の有効活用	地域内企業の中核人材不足解消のため、都市部の大手企業などで就業経験のある人材等の採用を支援します。
	都市部の大手企業などで兼業・副業が解禁されていることを踏まえ、専門スキルを有するミドル社員のテレワークを利用した地域内企業への就業を促進します。

地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進は、地域に根ざし、そして地域と共に歩む信用組合のあるべき姿であり、当組合は厳しい経済情勢にあっても、円滑な金融支援をはじめ地域金融機関としての役割を誠実に果たすことが、最大の地域貢献であると考えています。

当組合では、以下の4つの分野を柱とした取り組み施策を掲げ、地域密着型金融の推進に努めております。

◆ 地域密着型金融イメージ

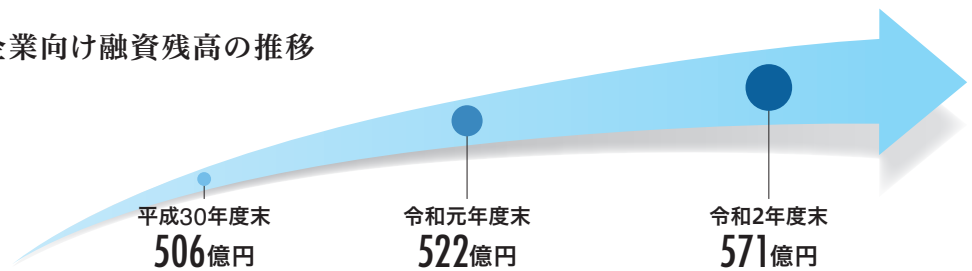


令和2年度 地域密着型金融活動実績の概要

1 顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮

令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により、地域経済情勢が急激に悪化する中、顧客企業の資金繰り確保を優先的に支援し新型コロナウイルスに係る融資を積極的に実行しました。また、新型コロナウイルス感染予防対策や事業再構築を図る企業へ補助金の申請支援および経営課題の解決支援等の金融仲介機能を発揮した取り組みを行いました。

◆ 中小企業向け融資残高の推移



2 地方創生や地域経済活性化に向けた取り組みへの参画

電子地域通貨「さるぼぼコイン」の決済機能の強化に努め、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域商店街や地域企業支援のため各種イベントでのコイン機能活用やポイント還元等による支援を行った結果、地域における決済手段としての定着化が一層進みました。その他、クラウドファンディングの取り組みや各種CSR活動への積極的な参画を通じて、地域の活性化に取り組みました。

(令和3年3月31日現在)

さるぼぼコインユーザー数	20,886名
さるぼぼコイン加盟店数	1,545店舗
さるぼぼコイン決済累計金額	3,347百万円
令和2年度 クラウドファンディング飛騨・高山サポート件数	25件(募集金額 179百万円)

地域密着型金融と金融仲介機能のベンチマークの活用について

当組合では、金融仲介機能・コンサルティング機能の発揮、地域課題の解決・再生への積極的参画を通じ、地域中小企業の経営支援や地域の活性化に貢献していくことが社会的責任と考えております。

さらに、「金融仲介機能のベンチマーク」を活用しながら、客観的自己評価を行うことにより、取引企業先のニーズ・課題を把握し、外部専門機関との連携による実効性の高い経営支援に取り組んでまいります。

◆ 地域密着型金融と金融仲介機能のベンチマークの活用について



お取引事業者に対する経営支援・コンサルティング機能の発揮

(基準日: 令和3年3月31日)

ライフステージに応じた取引先企業の支援を行っています。地域の中小企業は、地域社会・地域経済を支える柱として重要な役割を担っています。当組合は、ライフステージに応じた経営支援に積極的に取り組み、地域発展に貢献してまいります。

◆ 金融仲介機能の共通ベンチマーク

	全与信先	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
ライフステージ別の与信先数	1,447社	95社	367社	329社	73社	103社
ライフステージ別の与信残高	601億円	47億円	137億円	175億円	19億円	48億円

☑ 令和1年度に比べ、成長期の企業が減少する代わりに、安定期・低迷期の企業が増加し地域内企業の売上増加が鈍化、新型コロナウイルスの影響が表れた結果となりました。

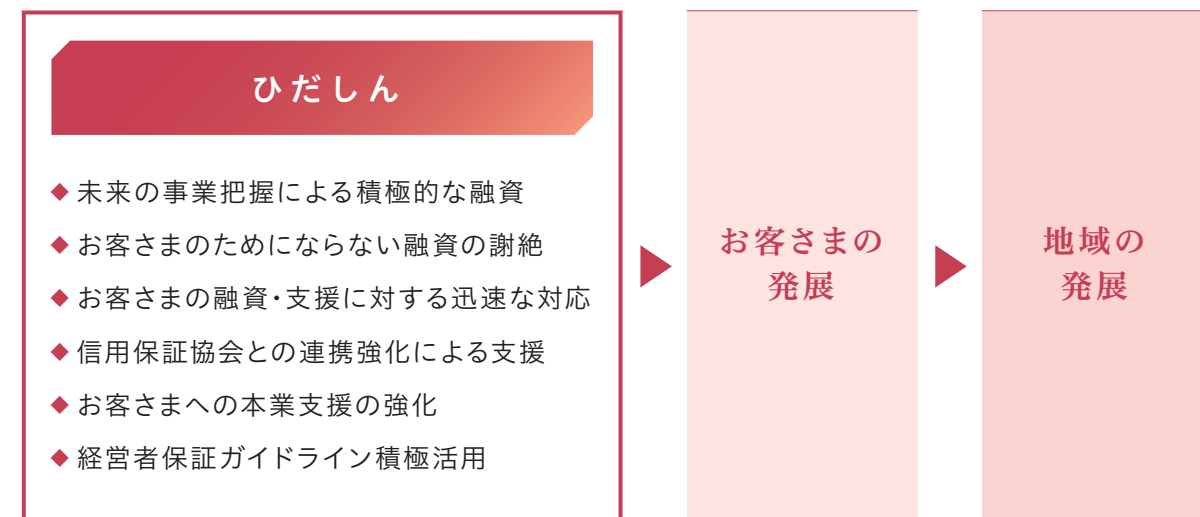
融資方針

◆ 基本的な考え方

当組合はこの数年間、積極的な融資活動により、融資残高を1,206億円へと増加させ、融資を通じて地域経済に資金を還流し、信用創造により一定の地域貢献を果たすことが出来たと考えております。

しかしながら、飛騨地域を取り巻く市場環境は、人口減少、事業先の廃業などを要因としたマーケットの縮小、新型コロナウイルスによる地域経済の停滞などの問題により、非常に厳しい状況にあります。そのような中で、より地域に貢献していくためには、当組合の独自性を如何に発揮するかが重要となります。当組合が次のステップに進み、より密度の濃い地域貢献を行うため、地域密着型金融に対する発想・姿勢を大きく変化させ、「その取り組みはお客さまのためになるかどうか」を最大の基本方針とし、地域の発展に貢献していくこととしております。

「お客さまのためになるかどうか」が判断基準



金融仲介機能のベンチマークとは

金融機関の金融仲介機能(融資業務・コンサルティング業務など)に関して、金融機関の自己点検・評価、お客さまへの自主的開示、監督当局との対話の実施を目的とした、金融機関が採るべき指標です。

共通ベンチマーク	選択ベンチマーク	独自ベンチマーク
全金融機関が金融仲介機能の取り組みの進捗状況や課題等を評価するための指標	各金融機関が自身の事業戦略やビジネスモデル等を踏まえて選択できる指標	金融仲介の取り組みを自己評価するうえで、より相応しい指標がある場合に、金融機関が独自で設定できる指標

◆ 金融仲介機能の選択ベンチマーク

地元の中小企業と信先のうち、無担保と信先及び無担保融資額の割合	686先	20.1%
地元の中小企業と信先のうち、根抵当権を設定していないと信先割合	55.6%	
経営者保証に関するガイドライン活用先数及び全と信先に占める割合	53先	3.7%

☑ 担保・保証依存の融資体制からの転換を目的に、事業性評価に基づく融資を積極的に推進した結果、令和2年3月比融資金額12億円増加となりました。今期についても、「経営者保証ガイドライン」の活用を含め、担保・保証に過度に依存しない事業性評価融資を、適切に推進してまいります。

◆ 金融仲介機能の選択ベンチマーク

外部専門家を活用して本業支援を行った先	3先
---------------------	----

◆ 金融仲介機能の独自ベンチマーク

BizCon.HIDA相談件数	184件
-----------------	------

☑ 「中小機構ハズオン支援」「中小企業119」「よろず支援」を活用した外部専門家派遣による本業支援を積極的に行うとともに、当組合内のコンサルティングチームである「BizCon.HIDA」にて積極的な本業支援を行っています。

◆ 金融仲介機能の選択ベンチマーク

運転資金に占める短期資金の割合	28.4%
-----------------	-------

☑ お客様への訪問を通じ、事業サイクル、資金循環を適切に捉え、顧客ニーズに合致した資金提供を行う為、運転資金に対する短期資金融資を積極的に推進しています。

◆ 金融仲介機能の独自ベンチマーク

地域通貨(さるぼぼコイン)加盟店数	1,545店
-------------------	--------

☑ 近年の飛騨地域の課題である人材不足、飛騨地域内での資金還流、インバウンド対策の解決を目的に、中小企業へのインターンシップの仲介、地域通貨の導入を実施し、地域としての課題解決に取り組んでいます。

低迷期・再生期

(基準日:令和3年3月31日)

取引先企業と経営上の問題点、課題を共有し、ライフステージに応じたソリューションの提案、経営改善計画策定を支援しています。また、「岐阜県産業経済振興センター」「岐阜県よろず支援拠点」、「岐阜県中小企業再生支援協議会」「中小企業119」と連携して、お取引先の経営改善支援に取り組んでいます。

◆ 金融仲介機能の共通ベンチマーク

	条件変更総数	好調先	順調先	不調先
当組合が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善計画の進捗状況	90先	4先	15先	71先

☑ 飛騨地域に於いては人口減少と併せ、中小企業者数の減少も課題となっております。その課題解決に向けて、外部機関との連携を積極的に活用し、中小企業に対する経営改善支援を積極的に行っています。又、新型コロナウイルスに係る条件変更等の申出に対しても、積極的に応じることとしています。

創業期

(基準日:令和3年3月31日)

地域経済の持続的発展に向けた取り組みとして、創業期の企業への円滑な資金供給に加え、事業計画策定支援、クラウドファンディングの活用に取り組んでいます。

◆ 金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合が関与した創業件数・二次創業件数	14件
---------------------	-----

☑ 岐阜県下でも特に飛騨地域は創業が活発な地域です。新型コロナウイルスの影響により、創業件数が減少傾向にありますが、当組合は創業に関わる支援を引続き積極的に行ってまいります。

◆ 金融仲介機能の独自ベンチマーク

クラウドファンディングの相談件数	25件
補助金相談・支援相談先数	27先

☑ 創業に際しての新たなソリューションの提供手段として、CAMPFIREや飛騨高山さるぼぼ結ファンドなどを通じたクラウドファンディング、ファンド事業を展開し、併せて補助金相談、事業計画策定支援などの相談業務も積極的に推進しています。

成長期・安定期

(基準日:令和3年3月31日)

取引先企業の事業内容を十分に理解し、担保・保証に必要以上に依存することなく、取引先企業の事業性評価を重視した融資や、BizCon.HIDAを活用したコンサルティング機能を発揮した企業の経営改善、生産性向上、成長力強化等の支援に取り組んでいます。

◆ 金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合がメインバンク(融資残高1位)である取引先数・融資残高	1,143先	575億円
上記のうち、経営指標等が改善した取引先数	344先	
上記のうち、経営指標等が改善した取引先の融資残高	321億円	

☑ 当組合メイン先数は増加傾向にあり、メイン取引先の内経営指標等が改善した取引先はメイン取引先の30%の344先となりました。メイン取引先に対する融資残高についても、令和2年3月比40億円の増加となっています。

◆ 金融仲介機能の共通ベンチマーク

当組合が事業性評価に基づく融資を行っていると信先数及び融資額	736先	509億円
上記計数の全と信先数及び当該と信先の融資残高に占める割合	50.9%	84.7%

店舗のご案内

(令和3年6月末現在)

北エリア



古川支店



西古川支店



神岡支店



国府支店

高山第1エリア



中山支店



西高校前支店



三福寺支店



丹生川出張所



東山支店

高山第2エリア



本店営業部



七日町支店



けやき通り支店

高山第3エリア



山王支店



城山支店



松泰寺支店



石浦支店

◆店舗外ATM

店名	住所	電話番号
古川支店	飛騨市古川町金森町10番16号	0577-73-2621
西古川支店	飛騨市古川町栄2丁目1番1号	0577-73-6877
神岡支店	飛騨市神岡町船津933番地1	0578-82-1080
国府支店	高山市国府町広瀬町1038番地32	0577-72-2236
中山支店	高山市下岡本町3078番地	0577-34-3553
西高校前支店	高山市下林町910番地1	0577-35-5355
三福寺支店	高山市三福寺町375番地1	0577-37-1331
丹生川出張所	高山市丹生川町坊方2000番地 (高山市役所丹生川支所1階)	0577-78-2701
東山支店	高山市松之木町283番地1 (駿河屋エブリー東山店内)	0577-33-0648
本店営業部	高山市花岡町1丁目13番地1	0577-32-1080
七日町支店	高山市七日町3丁目123番地2	0577-32-1091
けやき通り支店	高山市昭和町2丁目153番地9	0577-32-1935
山王支店	高山市森下町1丁目53番地6	0577-33-0855
城山支店	高山市吹屋町66番地	0577-35-1135
松泰寺支店	高山市西之一色町1丁目88番地1	0577-34-6205
石浦支店	高山市石浦町5丁目396番地	0577-36-2002
本部	高山市花岡町1丁目13番地1	0577-32-4411
事務センター	高山市石浦町7丁目438番地	0577-34-6135

地域	サービスコーナー
高山市内	・高山市役所
	・高山短期大学
	・ルビットタウン高山
	・グロブナータウン
	・桐生
	・スーパーさとう桐生店
	・スーパーさとう石浦店
飛騨市内	・駿河屋アスモ店
	・スーパーさとう三福寺店
	・ファミリーマート江名子店
	・松原(ファミリーマート松原)
	・国府リバーサイド
	・ラクール飛騨高山
	・フレスポ飛騨高山
飛騨市内	・ピュア高山店
	・本町サテライト



事務センター

コンプライアンス体制について

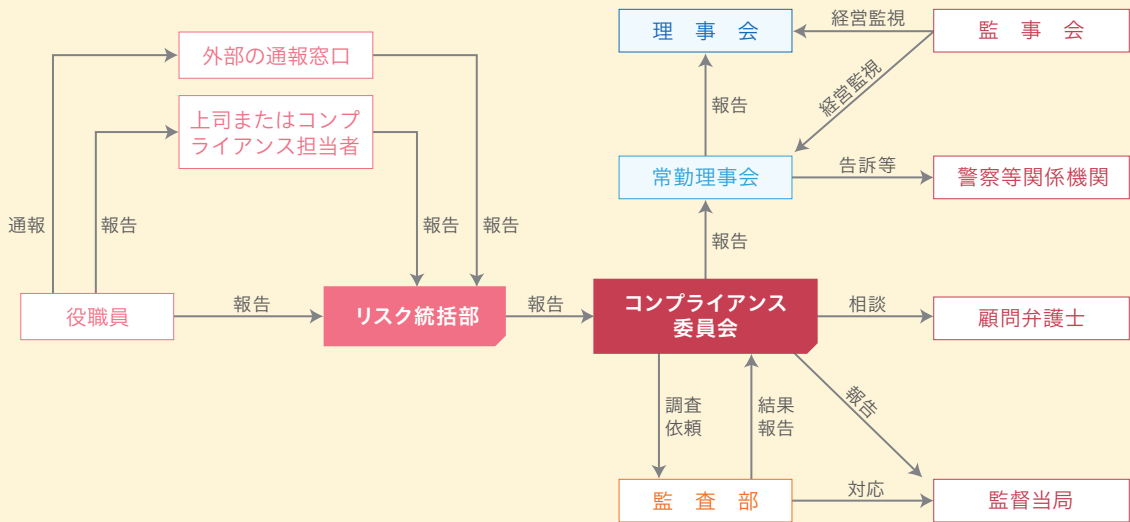
当組合では、金融機関としての社会的使命のほか、コンプライアンス体制の確立を経営の根幹をなす重要課題として位置付け、その実効性の確保に努めております。

また、中小企業等協同組合法や金融商品取引法をはじめとする関係法令の遵守はもとより、反社会的勢力の排除や、マネー・ロンダリング防止等にも取り組んでいます。

特にマネー・ロンダリング等対策には、「マネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に定める「3つの防衛線」といった管理態勢が重要となることから、役員に対して、当該対策に関する研修や通信講座の受講、資格取得等を奨励し、営業店(第1線)、本部(第2線)、監査部(第3線)の更なる管理体制の強化を図っております。

◆コンプライアンスに対する 役職員の行動規範と責任

- 1 当組合の社会的使命・公共性を自覚し、業務に努めます。
- 2 各種法令・規則等を遵守します。
- 3 社会・顧客の信頼を得ることに努めます。
- 4 経営の透明性を確保します。
- 5 反社会的勢力とは断固とした姿勢で対応します。



顧客保護等管理方針

① お客さま保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下「法令等」といいます。)を遵守して誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下「お客さま」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、以てお客さまからの信頼を確保するために継続的に取り組みます。

② お客さまへの説明について

当組合は、法令等を遵守して、お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまの取引目的、ご理解、ご経験、ご資産の状況等に応じた適切かつ十分な商品説明と情報提供を行います。

③ お客さまからのご相談・苦情等の対処について

当組合は、お客さまからのご相談、苦情等について、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を公正に確保して、以て当組合の事業についてお客さまのご理解が得られるように努めます。

④ お客さまの情報管理について

- (1) 当組合は、お客さまの情報について、これを適法かつ適切な手段で取得し、正当な理由なく、当組合がお客さまにお示した利用目的の範囲を超えた取扱いや外部への提供を行いません。
- (2) 当組合は、お客さまの情報の正確性の維持に努めるとともに、お客さまの情報への不正なアクセスや情報の流出等の防止のため、適切かつ十分な安全保障措置を講じます。

⑤ 当組合の業務を外部委託する場合におけるお客さま情報の取り扱いやお客さまへの対応について

当組合がその業務を第三者に外部委託する場合においても、お客さまの情報及びお客さまへの対応が適切に行われるように外部委託先を管理します。

リスク管理体制について

リスク管理方針

金融の自由化・高度化が進展する中、金融業務におけるリスクは多様化・複雑化しており、こうしたさまざまなリスクを的確に認識し、適切にコントロールすることが重要になってきています。

当組合では、業務遂行から発生するリスクを総合的に把握、コントロールする観点からリスク統括部を設置し、リスクカテゴリーごとのリスク量計測とモニタリング等、リスクの統合的な管理に取り組んでいます。

具体的には、当組合が保有する自己資本と計測したリスク量とを対比し、経営体力に収まるよう管理するとともに、収益確保に向け、リスクの顕在化を想定した管理に取り組んでいます。

統合管理するリスクは、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」とし、リスクカテゴリー別に別途定める資本を配賦し、管理します。

また、その他リスクについては、その顕在化（発生）を最小限にとどめることを目的として適切な管理に努めるとともに、万一の場合に備え「コンティンジェンシープラン（危機管理計画）」を策定しています。

各種リスクと取り組み内容

◆信用リスク

信用リスクとは、信用供与先（貸出先、保有有価証券の発行体など）の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、信用リスク管理にあたり、信用格付・自己査定・与信ポートフォリオの状況を踏まえて、与信取引に係る信用リスクを把握し、過度な信用リスクの発生や集中の防止に努めています。

また、過度な信用リスクを排除するため、「信用リスク管理方針」「信用リスク管理規程」に定められた審査方針に従うとともに、信用リスクの分散を図るため特定の業種・特定の個別取引先への過度な与信集中の回避に努めています。

◆市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し金融機関が損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、有価証券運用について、「有価証券運用基準」を定め、余資運用の基軸として長期的に安定した収益を確保するため、安全性および流動性並びにパーゼルⅢを十分考慮するとともに、金融商品会計基準による保有有価証券時価の変動が組合の財務内容に与える影響を把握・管理の上、常にポートフォリオの改善に努め、所有期間利回りを重視し、バランスのとれた運用に努めています。

また、余資運用については、「余資運用基準」を定め、資産の流動性および健全性が確保される範囲内で収益性を高め、かつ各種リスクおよびパーゼルⅢに留意し適切な管理に努めています。なお、外部環境の大幅な変化を想定したストレス・テストを実施するとともに、市場リスク計測手法の信頼性や適切性を確保するため、バック・テストを実施しています。

◆流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクおよび市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合では、適正な資金ポジションを確保するため、資金繰りの状況・見通しおよび資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握し、貸出金・預金等の運用資産・調達負債を日常的に管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた適切かつ厳正な管理に努めています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により金融機関が損失を被るリスクです。

◆事務リスク

事務リスクとは、預金、為替、融資などの事務において、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。当組合は、事務規程の整備や臨店監査、店内検査などにより、事務リスク発生の未然防止の措置を講じつつ、損失の最小化を図っております。また、事務ミス防止のための機械化や本部集中化などを積極的に進めています。

◆人的リスク

人的リスクとは、役職員の人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）・各種ハラスメント等により、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

◆システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害または誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当組合は、信組共同センター（SKC）を利用していますが、システムの管理基準を定め、情報の保護・セキュリティの確保・システム管理等に努めています。また、災害発生や万一のコンピュータの障害発生に備え「コンティンジェンシープラン」を定めています。

◆有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害その他の事象により、金融機関が保有する有形資産が毀損・損害を被るリスクをいいます。

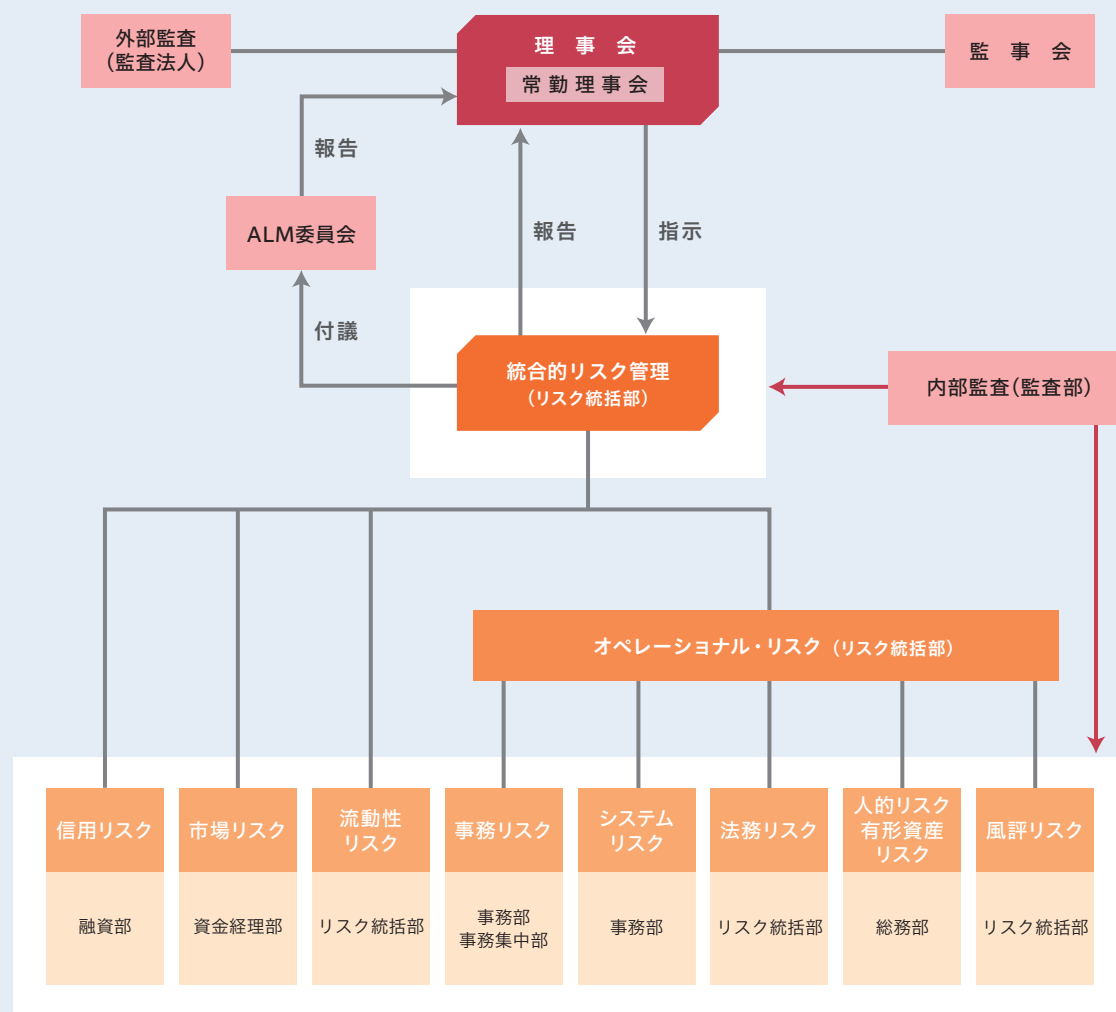
◆法務リスク

法務リスクとは、お客さまに対する過失等による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行により金融機関が損失・損害を被るリスクをいいます。

◆風評リスク

風評リスクとは、金融機関が評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害を被るリスクをいいます。当組合では、風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、「お客様相談室」や各営業店にお寄せいただいたお客さまからの苦情や要望などに対しては、速やかに経営へ報告し、お客さまにご理解いただける対応に努めています。

リスク管理体制図



内部統制基本方針

当組合は、左記の通り、当組合の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備し、その実効性の確保に努めております。

4 職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1 職務執行が効率的に行われることを確保するため、必要に応じて理事会を開催し、そこで事業方針・事業戦略及び組織に関する重要事項について審議し又は報告を受けるとともに組織・職制規程を制定する。
- 2 理事会において、中期事業計画及び各年度の事業計画を策定し、その実施状況のモニタリング結果に係る報告を受ける。

5 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1 監事が必要に応じて当組合の顧問弁護士、顧問税理士、会計監査人等と連携を図り、また、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- 2 監査部は監査計画及び監査結果について、監事に定期的に報告し、意見交換を行う。
- 3 監事が職務を補助すべき使用人を置くことを求めることができるものとする。その場合における当該使用人等に関しては以下の各項の定めによる。
 - ① 監事の監査の実効性確保のため、監事が監査部長に監査業務に必要な事項を命令し、監査部長は所属の職員を指名し監事の監査業務を補助させる。
 - ② 監事の監査業務を補助する職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、各部の担当理事、担当部長等の指揮命令を受けない。
 - ③ 監査部は監事との協議により、監事の要請した事項の監査を実施し、その結果を監事に報告する。
- 4 監事への報告に関する体制は、以下の各項のとおりとする。
 - ① 理事は次に定める事項を認識した場合は、直ちに監事に報告する。ただし、監事が出席した理事会等の会議で報告・決議された事項は、この限りではない。
 - a. 理事会等で決議された事項
 - b. 組合に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. リスク管理及び内部監査に関する重要な事項
 - d. 重大な法令・定款・内部規程に違反する事項
 - e. コンプライアンス相談窓口の体制上の不備に関する事項
 - f. その他当組合の経営状況について重要な事項
 - ② 職員は前項bからfに関する事項を発見した場合、監事に直接報告できる。
- 5 監事は常に理事及び職員に対して、監査に必要な事項の報告を求めることができる。

1 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1 法令等の遵守を経営の最重要課題の一つとして位置付け、あらゆる機会を捉えて法令等遵守の重要性について全役職員に周知徹底することにより、当組合の社会的責任を果たすことをその事業活動の前提とすることを確認する。
- 2 役職員による法令等遵守を確実に実現するため、理事会において、当組合の理念、役職員の行動指針及び組織体制を「行動綱領」及び「コンプライアンス管理規程」として定め、これに則った業務運営を実践するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、これらを全役職員に周知徹底する。
- 3 法令等遵守を確保する組織体制としては、法令等遵守に関する基本的事項は理事会で決定し、法令等遵守に関する具体的諸問題への対応はコンプライアンス統括部門であるリスク統括部コンプライアンス課で一元的に所管するとともにコンプライアンス委員会及び各部署にコンプライアンス担当者を設置して法令等遵守の実施状況を管理監督させる。
- 4 職員が法令等遵守の観点から疑義のある行為を知った場合、所属部署の上司又はコンプライアンス担当者を介さず、直接コンプライアンス課に報告・相談を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- 5 内部監査部門は、法令等遵守状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- 1 「理事会規程」、「常勤理事会規程」に従い、理事の職務の執行に係る情報の適正な保存及び管理を行う。
- 2 理事及び監事は、前項に基づき保存及び管理している文書及び電磁的記録を常時閲覧ができる。

3 損失の危険(リスク)の管理に関する規程その他の体制

- 1 適正なリスク管理を実現するため、理事会において、リスク管理の基本方針及び統合的なリスク管理体制等を定めた「統合的リスク管理規程」を制定するとともに、リスクの性質毎にそのリスクの特性に応じた管理規程等を制定する。
- 2 リスク管理の組織体制としては、リスク管理に関する基本的事項は理事会で決定し、当組合全体の統合的なリスク管理はリスク統括部リスク管理課で一元的に所管するとともに、リスクの性質毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
- 3 内部監査部門は、リスク管理状況についての監査を実施し、その結果を理事会及び監事に報告する。

お客さまの情報の管理

当組合を安心してご利用いただくため、当組合では「お客さまの情報の管理」を最も重要な事項の一つとして、「個人情報保護宣言」の公表や、情報の漏えいや紛失等の未然防止のための諸規程の整備・職員教育の継続的な取り組みなどにより、個人情報の適切な管理に努めております。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）（以下「法」といいます。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客さまの個人情報等を厳格に管理し、適正に取り扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。
当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載し、または、本支店の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより公表します。

1 個人情報等の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客さまの個人情報等を、預金業務、融資業務などの業務^{※1}ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外の目的では、法令等で認められる場合のほか、利用いたしません。また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。
なお、個人情報等の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2 個人情報等の適正な取得について

当組合では、上記1で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客さまの個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。
(1) 預金口座のご新規申込の際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
(2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
(3) 商品やサービスの提供を通じて、お客さまからお聞きした情報

3 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客さまの個人データをあらかじめご本人の同意を得ることなく、第三者に提供することはいたしません。
但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客さまの同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4 個人データの委託

当組合は、上記1の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取り扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取り扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。
(1) お客さまにお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
(2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5 個人データの共同利用

当組合は、上記1の利用目的の範囲内で個人データを特定の第三者^{※2}と共同利用しております。
但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取り扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

7 お客さまからの開示、訂正、利用停止等のご請求

- (1) 開示のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。
- (2) 訂正等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。
- (3) 利用停止等のご請求
お客さまから当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による。）には、原則として利用停止等いたします。
- (4) ダイレクトメール等の中止
当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧誘のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客さまよりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。
なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申し出ください。

8 ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客さまからのご質問等々に適切に取り組んで参りますので、個人情報の取り扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申し出ください。

●お客様相談室
フリーダイヤル **0120-36-4501**
平日 9:00～17:30
(土日・祝日および金融機関の休日を除く)

※1 「預金業務、融資業務などの業務」につきましては、当組合ホームページをご参照ください。 <https://www.hidashin.co.jp/about/personal-information/privacy-policy/purpose/>
※2 「業務提携する第三者」につきましては、当組合ホームページをご参照ください。 <https://www.hidashin.co.jp/about/personal-information/privacy-policy/sharing/>

カード(通帳・印鑑)紛失・盗難時の緊急連絡先

カード(通帳・印鑑)紛失・盗難等の被害に遭われた場合、直ちにお取引店または『しんくみATMセンター』までご連絡ください。また、最寄りの警察にも届け出てください。

キャッシュカード犯罪防止対策

- 類推されやすい暗証番号の使用防止
生年月日や電話番号など類推されやすい暗証番号を使用されているお客さまは、暗証番号の変更をお願いします。ATM操作により暗証番号が自由に変更できます。
- 1日当たりのキャッシュカード引き出し限度額の設定
1日当たりの引き出し限度額は、最高200万円までです。お客さまのお申出により200万円を上限に1万円単位で変更できます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。
- キャッシュカードの利用店の制限
お客さまが利用される特定の店舗のみに制限することができます。

- キャッシュカードによる振込限度額の変更
1日当たりの振込限度額は、最高200万円までです。お客さまのお申出により200万円を上限に1万円単位で変更できます。変更を希望される場合は、窓口へお申し出ください。
- 生体認証ICキャッシュカードの対応
当組合では、生体認証ICキャッシュカード対応ATMを設置しています。
- 高齢者に対するATMの振込制限
高齢者の預金を詐欺から保護するため、一定条件を満たした70歳以上のお客さまを対象とし、普通預金・貯蓄預金口座からATMで振り込みする場合の上限金額を10万円までとさせていただきます。変更を希望される場合は、窓口までお申し出ください。

当組合は、以下のとおり、内部管理体制、管理方法等を整備してお客さまからの苦情、ご要望、ご相談等への適切な対応に取り組んでいます。

- 1

お客さまからの苦情等については、本支店またはお客様相談室で承ります。
- 2

お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 3

苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- 4

お客さまからの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
- 5

紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することが出来ます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取り組めます。
- 6

顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、リスク統括部が一元的に管理します。
- 7

反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 8

苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 9

苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取り組みを不断に行います。

当組合へのお申し出先

「お取引先店舗」または「ひだしんお客様相談室」をお願いいたします。

ひだしん お客様相談室	住 所：岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1
	フリーダイヤル：0120-36-4501
	受付時間：9:00～ 17:30 （土日・祝日および金融機関の休日を除く）
	なお苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。
	ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp

苦情等のお申し出は当組合のほか、東海地区しんくみ苦情等相談所・しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合お客様相談室へご相談ください）。

名 称	東海地区しんくみ苦情等相談所（（社）東海信用組合協会）	しんくみ相談所（一般社団法人全国信用組合中央協会）
住 所	〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町 3-21	〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5
電話番号	052-451-2110	03-3567-2456
受 付 日 時 間	月～金（祝日及び12月29日～1月3日を除く） 9:00～12:00 13:00～16:30	月～金（祝日及び信用組合の休業日を除く） 9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客さまの理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

下表に記載の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当組合お客様相談室またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客さまが直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、下記東京・第一東京・第二東京弁護士会の各仲裁センターは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- 1

移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。例えば、岐阜県弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、当該弁護士会の仲裁センターで手続を進めることができます。
- 2

現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して、解決に当たる。例えば、お客さまは、長野県弁護士会（や福井県弁護士会）の仲裁センターにお越しいただき、当該弁護士会の幹旋人とは面談で、東京の弁護士会の幹旋人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続を進めることができます。

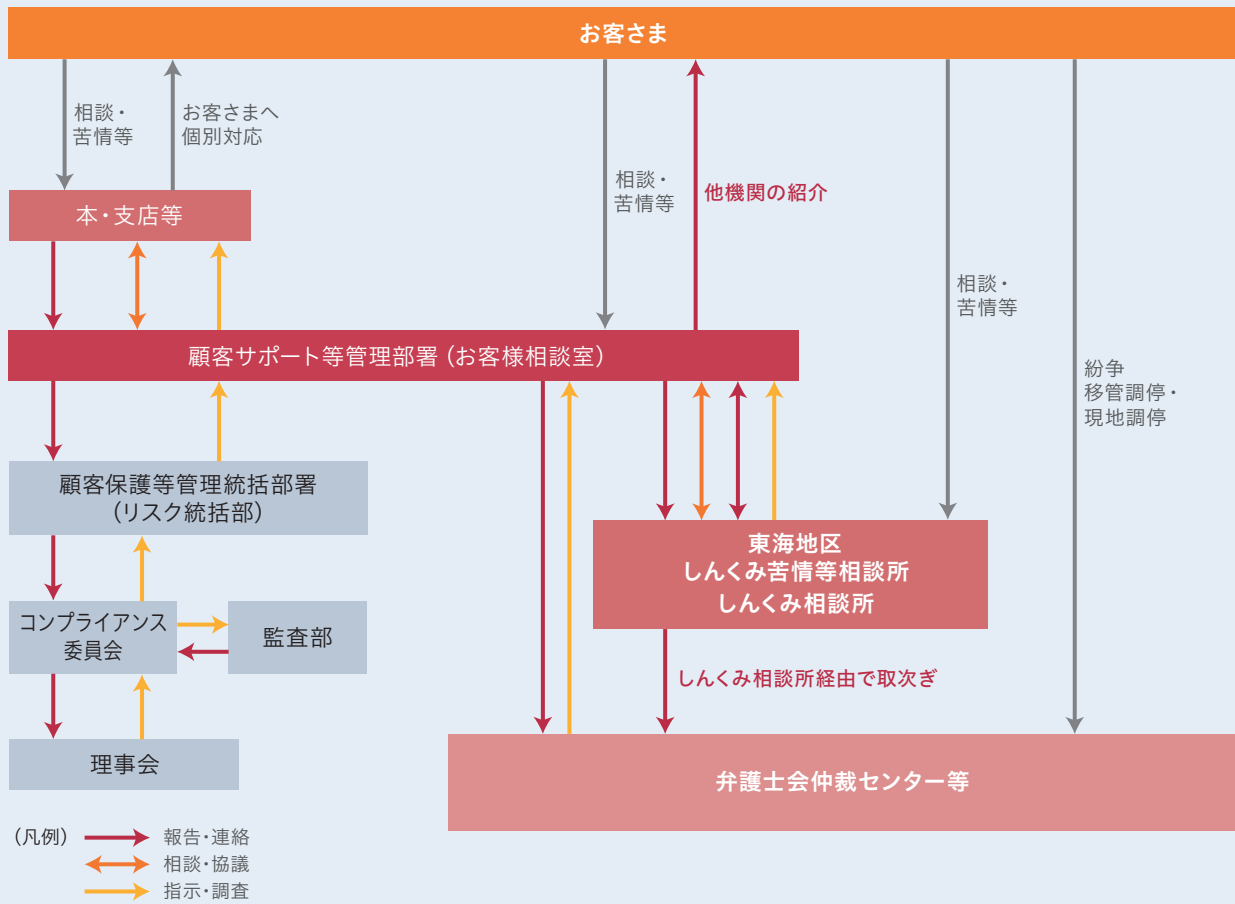
※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	愛知県弁護士会 紛争解決センター	愛知県弁護士会 西三河支部 紛争解決センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区 霞が関 1-1-3	〒460-0001 愛知県名古屋市中区 三の丸 1-4-2	〒444-0864 愛知県岡崎市明大寺町 字道城ヶ入34-10
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	052-203-1777	0564-54-9449
受 付 日 時 間	月～金 （除 祝日、年末年始） 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金 （除 祝日、年末年始） 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金 （除 祝日、年末年始） 9:30～12:00 13:00～17:00	月～金 （あっせん、仲裁期日） 10:00～16:00	月～金 （あっせん、仲裁期日） 10:00～16:00

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

名 称	（一社）生命保険協会生命保険相談所	（一社）日本損害保険協会そんぽADRセンター
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9
電話番号	03-3286-2648	0570-022808
受 付 日 時 間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:00～17:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:15～17:00

苦情等受付・対応体制（令和3年4月1日現在）



当組合では、お客さまにより一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等*を承りますので、お気軽にお申し出ください。
*苦情等とは当組合との取引に関する照会相談・要望苦情・紛争のいずれかに該当するものと及びこれらに準ずるものをいいます。

苦情対応・紛争解決措置等の概要について

3 総代会の決議事項等

令和3年6月18日開催の第67期通常総代会におきましては、次の報告ならびに決議事項が付議され、決議事項については、それぞれ原案のとおり可決・承認されました。

報告事項 第67期(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)事業報告、貸借対照表ならびに損益計算書報告の件

決議事項 第1号議案 第67期剰余金処分案承認の件
第2号議案 第67期役員賞与支給の件
第3号議案 第68期事業計画および収支予算案承認の件
第4号議案 所在不明組合員に対する除名の件
第5号議案 理事および監事の任期満了に伴う選挙の件
第6号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

4 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(令和3年7月1日現在)

選挙区	総代氏名				(敬称略)
高山地区 総代定数 81名 総代数 81名	荒井 祐介①	池田 三太郎⑥	伊藤 正隆②	井ノ下 雄志①	
	岩本 正樹②	井保呂 達行⑥	岩田 勇治④	大下 正幸⑤	
	小笠原 順彌⑩	小島 直彦③	折付 徳美⑩	加賀江 敏光⑨	
	柿下 孝⑧	北村 剛治④	北村 哲雄④	木村 哲也⑤	
	黒川 宣彦⑨	桑ヶ谷 耕一⑩	劔田 廣喜②	小瀬 勇⑩	
	小邑 敬①	堺 和信③	坂之上 健一⑥	坂本 宣正①	
	佐藤 祐介①	島 良明①	嶋田 稔彦⑥	島ノ上 静夫⑥	
	清水 篤①	清水 幸平③	下島 恭平②	下畑 了三③	
	白川 勝規①	鈴木 敏文⑤	瀬木 孫八郎⑨	田川 耕一⑤	
	田口 靖剛⑤	田近 重信⑨	田中 良平⑩	田中 知久⑤	
	谷口 欣也②	谷腰 康夫⑩	塚畑 伸一⑨	都竹 睦夫⑤	
	寺地 亮平②	直井 憲治⑩	長尾 肇⑩	中坪 政夫⑨	
	中村 幸博④	長瀬 栄二郎③	成瀬 正⑨	西野 徹③	
	新田 敬義⑩	野口 忠彦⑩	野戸 修⑤	萩ノ脇 義高⑧	
	兀尾 仁①	林 誠④	番場 清徳①	平野 和夫②	
	古川 文夫⑩	古橋 直彦③	洞口 茂③	洞口 修一②	
	洞口 忠夫⑩	堀尾 雅紀③	前川 圭三⑨	前田 一郎⑩	
	前田 克郎①	鞠子 浩之①	三枝 隆則①	南 和巳⑦	
	三輪 義弘⑤	村尾 葉子①	本林 正樹④	柳瀬 武⑥	
	山越 辰雄⑩	山腰 哲也①	山下 恭廣⑥	横田 守⑩	
	吉野 毅②				
大野地区 総代定数 10名 総代数 10名	永井 善久⑩	長瀬 雅彦③	森前 俊夫⑥	新井 信秀⑨	
	水口 斉⑤	中萩 久夫③	中西 伸一③	稲子 盛雄⑤	
	松葉 悟②	遠山 はやと②			
南吉城地区 総代定数 27名 総代数 27名	池田 昭二⑥	池田 孝吉⑩	上野 芳広⑥	牛丸 理④	
	小田 澄夫④	柏木 博行②	北平 明⑨	北村 伊佐雄①	
	倉家 孝雄④	齋藤 茂秀⑧	齋藤 繁①	坂上 弘幸②	
	杉浦 仁司①	田中 義彦⑩	田近 豊一⑤	田近 正英③	
	田中 要④	田中 元⑤	谷口 利彦⑩	谷邊 芳弘⑨	
	宮腰 清宏⑥	吉井 英吉⑧	加藤 叶⑩	川端 弘則⑦	
	大門 久徳①	船坂 康浩②	清水 昭南⑩		
北吉城地区 総代定数 12名 総代数 12名	大坪 和己①	奥野 拓郎⑧	河上 玲⑧	澤田 忠久⑩	
	霜出 良孝⑩	高田 豊彦⑧	田嶋 亨①	橋本 克幸⑨	
	山口 正一⑨	山崎 教安④	岡田 裕之⑥	上北 一久①	

(注1) 氏名の後に就任回数を記載しております。(注2) 就任回数が10回以上となる場合は⑩で表示しています。

5 総代の属性別構成比

職業別	個人	2.31%	個人事業主	3.84%	法人役員	93.85%	
年代別	50代以下	20.00%	60代	36.15%	70代	34.62%	80代以上 9.23%
業種別	建設業	25.39%	卸売・小売業	26.92%	製造業	17.69%	不動産業 5.39%
	農業	1.54%	電気・ガス・熱供給・水道業	3.84%	運輸業	2.30%	各種サービス業 14.62%
	個人	2.31%					

1 総代会制度

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織の金融機関です。

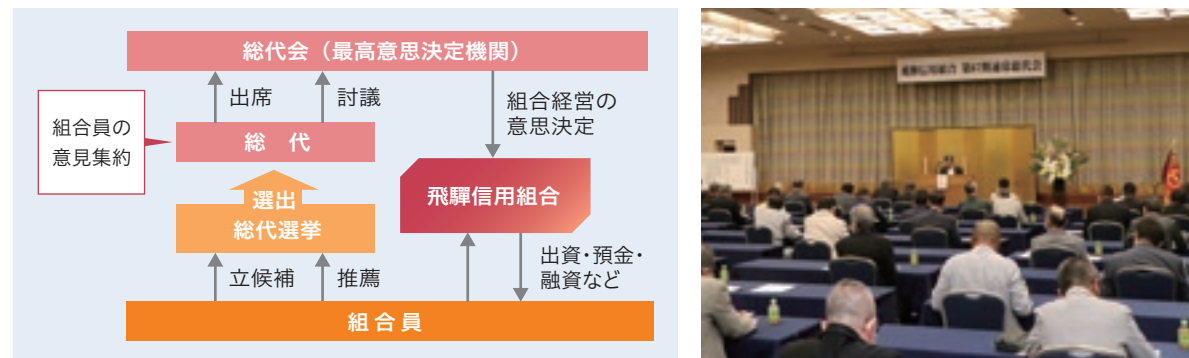
また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員26,415名(令和3年3月末)と大変多く、総会の開催が事実上不可能なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営される当組合の最高意思決定機関です。総代会では、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議・決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

当組合では、総代会に限定することなく、お客さまアンケート調査や日常の営業活動などを通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



2 総代の任期・定数および選出方法

(1) 総代の任期・定数

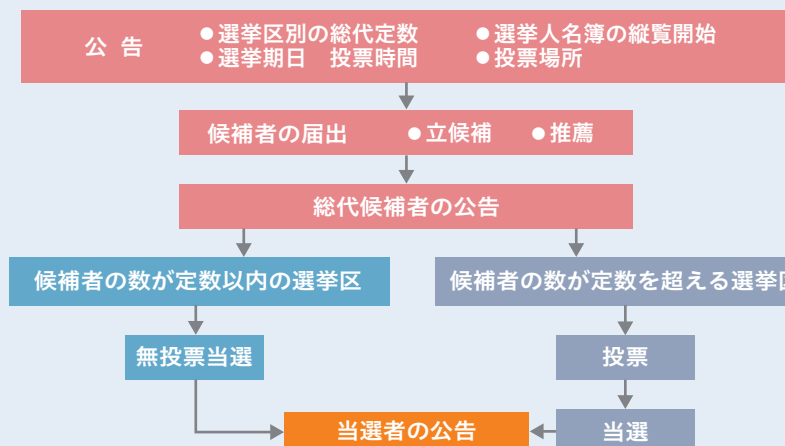
- ・総代の任期は3年です。
 - ・総代の定数は100名以上140名以内で、営業地区の組合員数に応じて各地区ごとに定められております。
- なお、令和3年7月1日現在の総代数は130名です。

(2) 総代の選出方法

- ・総代は組合員であることが前提条件であり、各地区毎に立候補した方もしくは地区内の組合員20名以上から推薦された方の中から、その地区に属する組合員により公平に選挙を行い選出されます。

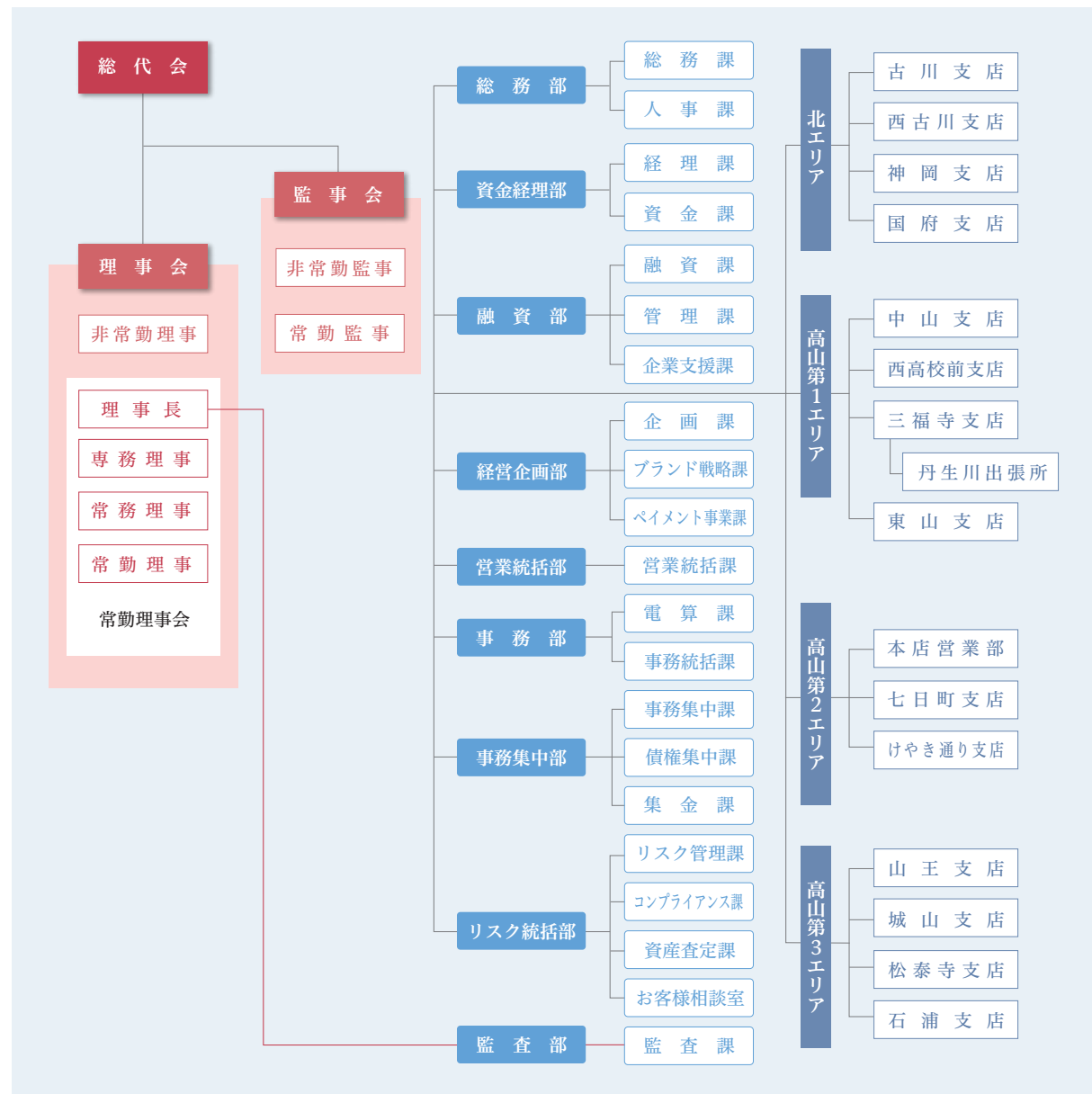
なお、総代候補者の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は行っておりません。

総代選挙までの手続き



組織図

(令和3年6月18日現在)



◆ 役員一覧

理事長	大原 誠	常勤理事	河瀬 善博	非常勤理事	米澤 久二	常勤監事	中井 昌宏
専務理事	山腰 和重	常勤理事	和田 靖史	非常勤理事	名上 泰幸	非常勤監事	古里 圭史
常務理事	小邑 昇	常勤理事	大坪 岳洋	非常勤理事	蓑谷 雅彦	非常勤監事	櫻枝 淳
常務理事	清水 和也	非常勤理事	堀 泰則	非常勤理事	出井 浩樹	(員外)	

※前理事長 黒木 正人は、任期満了をもって退任致しました。

当組合は、職員出身者以外の理事5名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

◆ 会計監査人の氏名又は名称 EY新日本有限責任監査法人 (令和3年7月1日現在)

1 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)の報酬体系を開示しております。

対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	67	88
監事	13	18
合計	80	106

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事13名、監事は3名です。

注3. 左記には使用人兼務理事の報酬は含まれておりません。

注4. 使用人兼務理事5名の使用人分の報酬(賞与を含む)は、62百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職給与規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取入れた自社の利益を上げることや株価を上げることと動機づけされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。



◆ 業務のご案内

融資業務のご案内

種 類		内容と特色		ご融資金額	ご融資期間
個人ローン	住宅ローン (固定金利選択型) (変動金利型)	住宅新築のほか、増改築・中古住宅購入・建売住宅購入・住宅用土地購入 および住宅ローンの借換等にご利用いただけます。		最高1億円	最長35年
	生活応援 リフォームローン	住宅のリフォームにご利用いただけます。		最高1,000万円	最長15年
	生活応援 マイカーローン	自家用車購入、車検や修理費用のほか免許証取得等にご利用いただけます。		最高1,000万円	最長10年
	ロードサービス付 マイカーローン	自家用車購入、車検や修理費用のほか免許証取得等にご利用いただけます。 ロードサービスが付帯されます。		最高1,000万円	最長10年
	生活応援 奨学ローン	入学金や授業料のお支払い等、お子様の教育資金にご利用いただけます。		最高1,000万円	最長15年
	教育ローン	幼稚園、小、中、高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院の入学金・ 授業料等の教育資金にご利用いただけます。		最高500万円	最長16年10ヵ月
	チャンス (極度型教育ローン)	入学金や授業料のお支払等、お子さまの教育資金のサポートをいたします。 在学期間中必要な時に必要な分だけお借入いただけます。		最高500万円	就学者の在学期間 +9ヵ月以内
	生活応援 多目的ローン	生活に関わる様々な目的にご利用いただけます。		最高1,000万円	最長10年
	フリーローン「チョイス」	目的を限定しないローンです。 WEB完結型の場合、お申込みから融資実行までご来店不要でご利用いた だけます。		最高500万円	最長10年
	スピードローン				
	おまとめローン500	目的を限定せずにご利用いただけます。			
	Saru-bobo	特定不妊治療に係る諸費用にご利用いただけます。 (借入日から3年間のお利息は、高山市が全額補助します。)		1回あたり50万円 (200万円が限度)	最長 7 年
リバースモー ゲージローン	豊かな老後生活のため、資産を有効活用できます。 終身まで、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。		最高3,000万円 (不動産担保要)	終身まで	
シルバーローン	シニアライフの充実をお手伝いいたします。		最高100万円	最長5年	
カードローン	カードローン	普通預金(総合口座)にセットし、 ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。		最高100万円で 4コースから選択	契約期間3年 (自動更新)
	レディスカードローン	女性専用のカードローンで、普通預金(総合口座)にセットし、 ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。		最高50万円で 2コースから選択	
	カードローンワイド	カードでお引き出しができ、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 毎月一定額の返済が必要となります。		最高200万円で 4コースから選択	
	アラカルト	カードでお引き出しができ、ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 毎月ご利用残高に応じて一定額の返済が必要になります。		最高500万円で 9コースから選択	契約期間1年 (自動更新)
	教育カードローン 「YELL」	専用カードでお引き出しができ、契約の範囲内で反復してご利用いただけます。 入学金や授業料のお支払等、お子さまの教育資金にご利用ください。		最高500万円で 9コースから選択	就学者の在学 期間+2ヵ月以内
事業者向け	割引手形	商業手形の迅速な資金化にご利用いただけます。		—	—
	手形貸付	仕入資金・買掛金決済等、短期運転資金にご利用いただけます。		—	—
	証書貸付	長期の設備資金または運転資金にご利用いただけます。		—	—
	当座貸越	ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。		—	—
	ビジネスカードローン	岐阜県信用保証協会の保証付きカードローンです。 ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。		最高2,000万円	2年
	さるぼぼ事業者ローン	小規模事業者の方を応援します。 ご契約の範囲内で反復してご利用いただけます。		最高500万円	最長2年
	中小企業会計 活用ローン	「中小企業の会計に関する基本要領」を適用し、適切な財務 情報の開示に取り組む中小企業の皆さまを応援します。	当座貸越	最高1億円	1年(原則 自動更新)
農業者応援ローン	農業を営む方を応援します。	証書貸付	最高5,000万円	運転資金:最長7年 設備資金:最長10年 (法定償却年限以内)	
		当座貸越	最高1,000万円	1年(原則 自動更新)	
主な代理貸付業務		全国信用協同組合連合会・(株)商工組合中央金庫・(株)日本政策金融公庫・(独)福祉医療機構・ (独)中小企業基盤整備機構・(独)住宅金融支援機構・年金積立金管理運用(独)			

◆ 業務のご案内

為替業務・その他業務のご案内

種 類	内容と特色
内国為替業務	送金為替、振込および代金取立などを取り扱っております。
外国為替業務	全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を取り扱っております。
証券業務	投資信託、個人向け国債、新窓販国債の窓口販売をお取り扱いしております。最寄の店舗へご相談ください。
保険業務	医療保険・自動車保険・火災保険等、各種保険商品をお取り扱いしております。
信託契約代理業	しんくみ相続信託のお取り扱いをしております。
夜間金庫	当組合の営業時間終了後でも、お客さまの売上金等をお預かりし、翌営業日にご指定の口座に入金します。
貸金庫	預金証書・株券・権利証・貴金属などを金庫で安全に保管し、盗難・火災など不慮の事故からお守りいたします。
デビットカードサービス	当組合のキャッシュカードで、ジェイデビット加盟店でのお買物代金を、お客さまの預金口座から決済します。
インターネットバンキング	パソコンを利用して、預金の残高照会や入出金照会・振込・振替等の資金移動ができるサービスです。
モバイルバンキング	携帯電話で、預金の残高照会や入出金照会・振込・振替等の資金移動ができるサービスです。
外貨両替	日本円を米ドルに、米ドルを日本円に両替します。本店営業部の窓口でお取り扱いしております。
株式・出資金の払込	株式会社等の設立、増資の場合の株式払込金・出資払込金のお取り扱いをいたします。
アンサーサービス	アンサーシステムを利用して、ファクシミリにより振込入金等のご連絡をいたします。
ひだしんでんさいサービス	法人インターネットバンキングを通じて「でんさい」をご利用できるサービスです。
さるぼぼコインサービス	専用アプリにて二次元コードを用いた電子決済をご利用できるサービスです。
飛騨信用組合ペイメントサービス	クレジットカード、電子マネー等の決済手段(端末)を提供するサービスです。

預金業務のご案内

種 類		内容と特色	お預入期間	お預入金額
流動性預金	総合口座	1冊の通帳に普通預金・定期預金がセットされ、“貯める・殖やす・支払う・借りる・受取る”の5つの機能を備えています。給料や年金のお受取り、公共料金の自動支払のほか、キャッシュカードもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
	普通預金	自由に出し入れができ、給料や年金のお受取り、公共料金の自動支払をはじめ、各種口座振替にご利用いただけます。		
	無通帳普通預金 「Web pass」	無通帳かつインターネットバンキングをセットした「普通預金」と同じ機能を備えています。専用カードを発行します。		
	無利息型普通預金	「総合口座」「普通預金」と同じ機能を持ち、お利息はつきませんが、預金保険制度により全額保護されています。		
	当座預金	会社や、商店の資金決済に、手形・小切手をご利用いただくことにより、現金を扱う危険や手間が省ける機能的な預金です。ご希望により、手形・小切手に署名判印字を致します。(署名判印字は手数料が必要です。)		
	通知預金	まとまった資金を短期間運用するのに適しています。 払出しは払出日の2日前までにご連絡ください。	7日間以上	1,000円以上
定期預金	納税準備預金	納税に備えるため、資金を計画的にご準備いただく預金で、お利息は非課税となっています。	入金は自由 出金は納税時	1円以上
	教育資金一括贈与専用口座 「孫への想い」	預金者(贈与を受けられた方)の教育資金の贈与にかかる非課税措置を目的としてご利用いただけます。	預金者が30歳に なられるまで	受贈者 お1人さまにつき 1,500万円まで
	期日指定定期預金	1年複利の個人専用の預金で、1年経過後は1ヵ月以上前のご連絡で、ご預金の全額または一部のお引き出しができます。	据置期間1年 最長預入期間3年	1円以上 300万円未満
	スーパー定期	1千万円未満の余裕資金の運用に適した預金です。個人の方は複利型の取り扱いも可能です。		100円以上
	大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金の運用に適した預金です。市場金利の動向を基準に金利が決定され、満期日は、ご都合に合わせて自由に設定できます。	1ヵ月以上5年以内	1,000万円以上
	変動金利定期預金	市場金利の動向にあわせ、6ヵ月毎に金利が見直しされる預金です。個人の方は複利型の取り扱いも可能です。	2年以上3年以内	1円以上
財形預金	定額預金型複利定期	半年複利で6ヵ月据置後は自由に引き出しができ、一部引き出しも可能な個人専用の預金です。長くお預けするほど金利が有利となっています。	据置期間6ヵ月 最長預入期間5年	10,000円以上
	セカンドライフ 定期預金	退職金専用の定期預金としてご利用いただけます。(優遇金利)	3ヵ月	100万円以上 退職金受給額を上限
	相続定期預金 メモリアル定期「感謝」	相続により取得された資金のお預入れ定期預金としてご利用いただけます。 (優遇金利)	1年・2年・3年・5年	相続により取得された金額の範囲内
	夢定期ステップ	サマーキャンペーンおよびウィンターキャンペーン期間にお預入れを限定した通帳式定期預金です。(優遇金利)	1年・3年・5年	10万円以上
	一般財形預金	勤務先の財形制度を利用して、給与・賞与からの天引預金です。貯蓄目的は自由です。	3年以上	
	財形住宅預金	住宅の取得や増改築のために積み立てる預金で、財形年金預金と合計で550万円までお利息が非課税です。	5年以上	1,000円以上
定期預金	財形年金預金	老後資金を積み立てる預金で、財形住宅預金と合計で550万円までお利息が非課税です。		
	スーパー積金	目標額に向けて毎月一定額を積み立てていただけますので、計画的に資金作りができます。掛金はご指定の口座から自動振替もできます。	6ヵ月以上5年以内	1,000円以上
定期預金	さるぼぼ倶楽部 定期積金	組合員様専用の優遇金利でお預入れいただけます。 ご契約期間によって金利が変わります。	1年以上7年以内	10,000円以上

有価証券投資業務 預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他証券に投資しております。

そのほか、各種商品・サービスを取扱っております。詳しくは、ひだしんの最寄りの店舗へご相談ください。

◆ 主な手数料のご案内

1. 本表の手数料は令和3年6月18日現在です。 2. 各手数料等は税込価格の表示(総額表示)としております。

1 振込手数料

振込手数料			他金融機関宛	当組合宛	
			電信	同一店内	本支店
窓口	組合員の方	3万円以上	770円	無料	無料
		3万円未満	550円		
	組合員以外の方	3万円以上	880円	無料	440円
		3万円未満	660円		
	文書扱い※1	3万円以上	660円	—	—
		3万円未満	440円		
ATM		3万円以上	660円	無料	無料
		3万円未満	440円		
定額自動送金	組合員の方	3万円以上	770円	無料	無料
		3万円未満	550円		
	組合員以外の方	3万円以上	770円	無料	220円
		3万円未満	550円		
インターネットバンキング		3万円以上	330円	無料	無料
モバイルバンキング		3万円未満	220円		
ファームバンキング					

※1 文書扱いは、付帯物件が付されている場合に限りです。
(注)組合員の方でも出資配当金のご入金口座取引店以外で受付またはサービスを利用されますと、組合員の判断ができない場合がございますので、窓口へお申し出ください。

2 その他為替手数料

代金取立 手数料	本店・本店・高山手形交換所加盟金融機関宛	無料
	上記以外の 金融機関宛	880円 660円
その他手数料	不渡手形返却料 取立手形組戻料	取立手形店頭呈示料 送金・振込の組戻料
		660円

3 当座関連手数料

小切手帳	1冊につき(50枚綴り)	660円
約束手形帳	1冊につき(25枚綴り)	440円
署名判登録		5,500円
署名判登録変更		2,200円
マル専口座開設	割賦販売通知書1通につき	3,300円
マル専手形用紙	1枚につき	550円
自己宛小切手発行	1枚につき	550円

4 各種サービス手数料 (月間口座維持管理基本手数料)

法人インターネットバンキング ファームバンキング	総合振込、振込・振替、照会	2,200円
個人インターネットバンキング	振込・振替、照会	1,100円
	振込・振替、照会	220円
モバイルバンキング	照会	無料
Faxアンサーサービス	振込・振替、照会	無料
	FAX振込案内サービス	1,100円
	FAX入出金明細通知サービス	1,100円

5 融資関連手数料

不動産担保 事務手数料	新規担保設定 1件につき	設定額2,000万円以下	33,000円
		設定額2,000万円超 住宅ローン	55,000円 33,000円
	追加担保設定 1回につき(住宅ローン除く)	33,000円	
	極度額変更 1回につき	11,000円	
	根拠当権の抹消 1回につき	11,000円	
	担保物件の一部抹消 1回につき (土地収用の場合は無料)	11,000円	
	債務者変更 1回につき	11,000円	
	動 産 担 保 事務手数料	新規担保設定	55,000円
担保抹消		11,000円	
証書貸付 繰上償還 手数料 ^{※1}	全部繰上 償還	100万円未満	11,000円
		100万円以上 300万円未満	22,000円
		300万円以上 1,000万円未満	33,000円
		1,000万円以上 2,000万円未満	44,000円
		2,000万円以上	55,000円
	一部繰上償還	全部繰上償還に同じ	
	グッドサポートローン事務手数料		
住実ライフ事務手数料			3,300円
見直し寺子屋事務手数料			
融資条件変更手数料			11,000円
固定選択型住宅ローン更新時、固定金利再選択手数料			5,500円
保証書発行手数料(支払承諾保証書)			1,100円

※1 証書貸付繰上償還手数料は、融資実行日から4か月以内の繰上償還または、当初借入金額が40万円以下は無料とします。
新規与信による繰上返済部分の償還手数料は無料とします。
(注)代理貸付・保証貸付については各保証会社等の定めによります。
(注)同時に複数の手数料項目が発生する場合は、最も高い手数料のみとなります。

6 ATM利用手数料

①引出の場合

利用時間	当組合カード	無料引出提携カード※1	他金融機関カード
平日	7:00 ~ 8:00	110円	220円※2
	8:00 ~ 18:00	無料	110円
	18:00 ~ 21:00	110円	220円
土曜日 日曜日 祝日	7:00 ~ 8:00		220円※2
	8:00 ~ 21:00	110円	220円

※1 十六銀行及び益田信用組合のキャッシュカードをいいます。ご利用時間はそれぞれ異なります。
※2 一部の時間延長している信用組合に限り利用できます。
(注)キャッシング提携カードのサービス時間・ご利用手数料はカード会社により異なります。

②預入れの場合

利用時間	当組合カード	相互入金提携カード※1
平日	7:00 ~ 8:00	無料
	8:00 ~ 18:00	220円※2
	18:00 ~ 21:00	110円
土曜日 日曜日 祝日	7:00 ~ 21:00	220円

※1 第2地方銀行、信用金庫、他信用組合、労働金庫のキャッシュカードをいいます。
(一部ご利用いただけない金融機関があります。)
※2 一部の時間延長している信用組合に限り利用できます。

③振込の場合

利用時間	当組合カード	無料振込提携カード※1	他金融機関カード	現金扱い
平日	7:00 ~ 8:00	110円	220円	110円
	8:00 ~ 18:00	無料	110円	無料
	18:00 ~ 21:00	110円	220円	110円
土曜日 日曜日 祝日	7:00 ~ 21:00	110円	220円	110円

※1 十六銀行及び益田信用組合のキャッシュカードをいいます。ご利用時間はそれぞれ異なります。
(注)振込みの場合は、上記ATM利用手数料の他に振込手数料が必要となります。

7 貸金庫・夜間金庫利用手数料

種類	契約料	年間使用料
貸金庫使用料	小(高さ10cm未満)	無料
自動貸金庫使用料	小(高さ6cm未満)	9,900円
	中(高さ10cm未満)	15,840円
	大(高さ14cm未満)	21,780円
夜間金庫使用料	1,100円	13,200円

8 証明書発行手数料

各種証明書	残高証明書	1通につき	330円※1
	監査法人の指定用紙による証明書	1通につき	3,300円
	任意の用紙による証明書	1通につき	1,100円
	融資証明書(事業・ローン用)	1通につき	13,200円
	融資証明書(農地転用許可用)	1通につき	6,600円
	住宅取得控除証明書	1通につき	220円※1

※1 郵送の場合は、上記の他に郵送1通につき435円が必要となります。
(注)住宅取得控除証明書の自動発行手数料は、窓口発行と同様とします。
(注)住宅金融支援機構等の代理貸付に係る手数料は、各取扱機関の定めによります。

9 再発行手数料

再発行手数料	通帳再発行	1件につき	1,100円
	証書再発行		
	CDカード(ICカード)再発行		
	ローンカード再発行		
	貸金庫カード再発行		
	両替機専用カード		

(注)各種カード再発行手数料は、旧カードのご提示がある場合は無料とします。

10 各種手数料

株式払込 取扱手数料	一般払込の場合	払込金額×0.385%
	一括払込の場合	他に受付票1通につき 5円
配当金支払 取扱手数料	全店支払方式	払込金額×0.275%
	特定店支払方式	配当金支払額×0.088%
個人情報開示手数料	1通につき	330円※1
預金取引履歴照会票	1枚あたり	330円(2枚目以降1枚毎に11円)※1
融資取引履歴照会票	1枚あたり	330円(2枚目以降1枚毎に11円)※1

※1 郵送の場合は、上記の他に郵送1通につき435円が必要となります。

11 両替手数料

①窓口

持込枚数またはお持帰り枚数(紙幣、硬貨の合計)のうち、いずれが多い枚数	円貨両替(現金整理)手数料
1枚 ~ 49枚	550円※1
50枚 ~ 500枚	550円
501枚 ~ 1,000枚	660円
1,001枚 ~ 2,000枚	1,100円
2,001枚 ~	1,000枚毎に 550円

※1 当組合に口座のある方は、1日1回49枚までに限り無料。
同日中の2回目以降の取引については取引枚数に応じた手数料となります。
(注)次の取引も円貨両替手数料の対象になります。
・新札両替(記念硬貨は除く)
・事業性の現金指定払い出し(給与のための金庫指定払い出しを除く)
・事業性の硬貨入金

②両替機(当組合キャッシュカードまたは両替機専用カードをお持ちのお客様のみ)

持帰り枚数	キャッシュカード	両替機専用カード
1枚 ~ 49枚	無料※1	月額1,320円
50枚 ~ 機種最大放出枚数	—	月額1,320円※2

※1 当組合キャッシュカードをお持ちの場合は1日1回49枚までに限り無料。
同日中の2回目以降はお取り扱いできません。
※2 両替機の専用カードのご利用には、事前のお申込みが必要です。
(注)1回の両替枚数は、機種最大放出枚数(1,000枚)までとします。

12 でんさいネットサービス手数料

でんさいネット手数料	発生記録請求	1件につき	330円
	譲渡記録請求	1件につき	220円
	分割(譲渡)記録請求	1件につき	220円

13 さるばこイン手数料

加盟店コイン払戻手数料(さるばこ倶楽部ファミリー店)	払戻金額×1.65%
加盟店コイン払戻手数料(さるばこ倶楽部ファミリー店以外)	払戻金額×1.98%
加盟店コイン送金手数料	送金額×0.55%
利用者のさるばこイン払戻手数料※1	払戻金額×11%+550円

※1 利用者アカウントが「さるばこPay」の払戻は、やむを得ない事情によりさるばこPayを継続的に利用することが著しく困難になったと当組合が認めた場合に限りします。
(注)小数点以下の端数計算により精算金額が異なる場合があります。

HIDASHIN DISCLOSURE 2021

資料編

数字でみるひだしん

貸借対照表	1
損益計算書	2
剰余金処分計算書	2
貸借対照表に対する注記	3
■ 経営指標	
主要項目の5年間の指標他	5
受取利息・支払利息の増減他	6
使途別の貸出金残高他	7
有価証券の時価、評価差額等に関する事項	8
■ その他	
開示債権の状況	9
自己資本の充実の状況等について	11
当組合および子会社等の概況	17



このディスクロージャーの印刷・製本工程で使用した電力量(200kwh)は、グリーン電力でまかなわれています。



UD FONT

財務諸表

◆ 貸借対照表 (単位:千円)

科目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
【資産の部】		
現金	1,521,503	1,759,799
預け金	62,110,234	57,470,175
有価証券	145,298,474	154,783,333
国債	13,256,385	15,207,420
地方債	27,569,847	28,017,620
社債	23,308,199	27,953,506
株式	2,385,169	3,073,113
その他の証券	78,778,872	80,531,672
貸出金	117,226,929	120,680,986
割引手形	246,839	109,725
手形貸付	3,271,155	3,006,257
証書貸付	102,376,990	108,410,995
当座貸越	11,331,944	9,154,008
その他資産	2,157,237	2,112,462
未決済為替貸	13,442	26,438
全信組連出資金	1,378,700	1,378,700
前払費用	958	16
未収収益	528,696	549,318
金融派生商品	25,399	—
その他の資産	210,039	157,989
有形固定資産	4,829,672	4,781,995
建物	1,924,478	1,844,191
土地	2,688,884	2,688,884
リース資産	16,872	13,051
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	199,437	235,868
無形固定資産	70,859	58,488
ソフトウェア	42,680	39,918
その他の無形固定資産	28,179	18,570
繰延税金資産	88,328	—
債務保証見返	127,741	199,494
貸倒引当金	△ 2,579,885	△ 2,864,357
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,544,994)	(△ 1,762,621)
資産の部合計	330,851,096	338,982,378

(単位:千円)

科目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
【負債の部】		
預金積金	258,871,562	280,069,975
当座預金	2,482,748	3,307,579
普通預金	55,476,369	75,320,999
通知預金	559,462	1,894,333
定期預金	191,888,874	191,353,414
定期積金	7,724,468	7,353,924
その他の預金	739,638	839,724
借入金	44,800,000	27,300,000
借入金	44,800,000	27,300,000
その他負債	776,274	701,632
未決済為替借	13,136	24,303
未払費用	297,503	226,213
給付補填備金	10,540	8,246
未払法人税等	232,774	137,338
前受収益	17,704	23,089
払戻未済金	3,880	4,993
職員預り金	69,167	91,378
金融派生商品	—	98,246
リース債務	16,872	13,051
資産除去債務	19,270	19,522
その他の負債	95,425	55,248
賞与引当金	45,250	49,426
役員賞与引当金	12,000	15,000
退職給付引当金	13,646	9,589
役員退職慰労引当金	129,763	150,050
睡眠預金払戻損失引当金	8,064	8,551
偶発損失引当金	8,477	14,821
繰延税金負債	—	989,027
債務保証	127,741	199,494
負債の部合計	304,792,780	309,507,567
【純資産の部】		
出資金	303,612	300,828
普通出資金	303,612	300,828
利益剰余金	24,388,148	24,866,609
利益準備金	318,810	318,810
その他利益剰余金	24,069,338	24,547,799
特別積立金	23,633,000	24,038,000
(経営基盤強化積立金)	(2,300,000)	(2,300,000)
当期末処分剰余金	436,338	509,799
組合員勘定合計	24,691,760	25,167,438
その他有価証券評価差額金	1,366,555	4,307,373
評価・換算差額等合計	1,366,555	4,307,373
純資産の部合計	26,058,315	29,474,811
負債及び純資産の部合計	330,851,096	338,982,378

◆ 損益計算書 (単位:千円)

科目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
経常収益	4,570,037	4,501,421
資金運用収益	3,847,295	3,960,448
貸出金利息	1,703,480	1,714,763
預け金利息	103,841	86,471
有価証券利息配当金	2,007,281	2,127,990
その他の受入利息	32,692	31,222
役務取引等収益	261,162	268,001
受入為替手数料	85,270	83,537
その他の役務収益	175,891	184,463
その他業務収益	313,677	190,048
外国為替売買益	—	9,065
国債等債券売却益	235,265	151,551
国債等債券償還益	29,204	38
その他の業務収益	49,207	29,393
その他経常収益	147,901	82,924
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	143,926	59,539
その他の経常収益	3,975	23,384
経常費用	3,984,275	3,796,636
資金調達費用	299,725	232,443
預金利息	292,776	227,393
給付補填備金繰入額	4,850	3,982
借入金利息	1,472	363
その他の支払利息	626	705
役務取引等費用	323,650	335,860
支払為替手数料	33,683	32,557
その他の役務費用	289,967	303,303
その他業務費用	368,127	374,694
外国為替売買損	13,043	—
国債等債券売却損	6,745	140,389
国債等債券償還損	44,986	48,838
国債等債券償却	29,671	69,891
金融派生商品費用	273,477	115,413
その他の業務費用	203	161
経費	2,537,544	2,495,253
人件費	1,278,516	1,339,963
物件費	1,205,040	1,101,872
税金	53,987	53,417
その他経常費用	455,226	358,384
貸倒引当金繰入額	250,518	287,894
貸出金償却	—	—
株式等売却損	16,190	11,799
株式等償却	24,312	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	164,203	58,691
経常利益	585,762	704,784
特別利益	1,846	—
固定資産処分益	1,846	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	879	200
固定資産処分損	879	200
減損損失	—	—
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	586,728	704,584
法人税・住民税及び事業税	323,653	237,134
法人税等調整額	△ 155,246	△ 23,076
法人税等合計	168,406	214,057
当期純利益	418,322	490,526
繰越金(当期首残高)	18,016	19,272
当期末処分剰余金	436,338	509,799

◆ 剰余金処分計算書 (単位:円)

科目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
当期末処分剰余金	436,338,423	509,799,536
計	436,338,423	509,799,536
剰余金処分額	417,065,810	489,986,032
出資に対する配当金	12,065,810	11,986,032
特別積立金	405,000,000	478,000,000
繰越金(当期末残高)	19,272,613	19,813,504

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「EY 新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第67期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和3年6月18日

飛 驒 信 用 組 合
理事長 大原 誠

損益計算書に対する注記

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社等との取引による収益総額 3百万円
子会社等との取引による費用総額 0百万円
- 出資1口当たりの当期純利益 804円85銭

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	10年～50年
その他	3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

7. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

また、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額については、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を外国為替売買損益として処理しております。

8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）の協力の下リスク統括部（資産査定部署）が資産査定を実施しております。

9. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

10. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）を採用しております。

当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	326,130百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	
	282,169百万円
差引額	43,960百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合

自：平成31年4月1日 至：令和2年3月31日	1.066%
-------------------------	--------

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高20,484百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間12年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金21百万円を費用処理している。なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しない。

12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

14. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 2,864百万円

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、貸倒引当金が増加する可能性があります。現時点では一部の業種等への影響は一時的に深刻となるものの、政府や自治体の経済対策や金融機関等による支援等により、貸出金に多額の損失が発生する事態には至らないという仮定をおいておりますが、収束が遅延し、影響が長期化した場合には将来において追加的な損失が発生する可能性があります。

17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

268 百万円

18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

288 百万円

22 百万円

20. 子会社等の株式又は出資金の総額

197 百万円

21. 有形固定資産の減価償却累計額

3,561 百万円

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は 388 百万円、延滞債権額は 3,370 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込が無いものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は471 百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 4,230 百万円であります。

なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は109百万円であります。

27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	33,800 百万円
	有価証券	4,659 百万円
担保資産に対応する債務	借入金	27,300 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引及び日本銀行蔵入復代理店取引のために預け金 7,039 百万円を担保提供しております。

28. 出資1口当たりの純資産額 48,989円 39 銭

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

外貨建有価証券については、為替の変動リスクに晒されており、有価証券の取得時に、通貨スワップ取引を行うことにより、当該リスクを回避しています。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、与信管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など與信管理に関する体制を整備し、運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティースクに関しては、資金経理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) リスク管理

当組合は、市場リスク管理規程及び市場リスクに関する管理諸規程に従い、リスクの計量的測定を始め、金利リスク・価格変動リスク・為替リスクにかかるモニタリングを行い、リスク計測手法の高度化と市場環境の変化を捉えた適切なリスクコントロールにより、資産・負債の総合的な管理を行っております。

これらの管理は、資金経理部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて、審議・報告を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「有価証券」のうち、債券の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当組合のVaRは、分散共分散法（保有期間240営業日、信頼区間99％、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日現在で市場リスク量は全体で5,332百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、流動性リスク管理方針及び流動性リスクに関する管理諸規程に従い、的確な資金ポジションを確保するため、資金繰りの状況、見通し及び資金繰りに影響を及ぼす諸条件の変化を厳格に把握し、貸出金・預金等の運用資産・調達負債を日常的に管理するとともに、調達手段・調達先の多様化など調達力の強化を図り、流動性確保に向けた適切かつ厳正な管理を行っております。

これらの管理は、資金経理部及びリスク統括部により行われ、また、定期的にALM委員会、常勤理事会及び理事会にて、審議・報告を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（※1）	57,470	57,637	166
(2) 有価証券			
その他有価証券	153,787	153,787	—
(3) 貸出金（※1）	120,680		
貸倒引当金（※2）	△ 2,864		
	117,816	122,904	5,088
金融資産計	329,073	334,329	5,255
(1) 預金積金（※1）	280,069	280,322	252
(2) 借入金（※1）	27,300	27,300	—
金融負債計	307,369	307,622	252
デリバティブ取引（※3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(98)	(98)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(98)	(98)	—

(※1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示さ

れた価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については、31. から34. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

(3) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式（※1）	10
非上場株式（※1）	99
組合出資金（※2）	2,267
合 計	2,376

(※1) 子会社・子法人等株式、非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 組合出資金（全信組連出資金等）は、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。

31. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(4) その他有価証券で時価のあるものについては、P8に記載しております。

32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

33. 当事業年度中に売却したその他有価証券については、P8に記載しております。

34. その他有価証券のうち満期があるものの期間毎の償還予定額については、P8に記載しております。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、37,512百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが37,512 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けたり融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位：百万円)

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	647
有価証券償却超過額	87
損金算入事業税	14
減価償却超過額	22
役員退職慰労引当金損金算入限度額超過額	40
賞与引当金損金算入限度超過額	13
貯蔵品損金不算入額	12
その他	85
繰延税金資産小計	924
評価性引当額	△ 242
繰延税金資産合計	682
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	1,611
外貨建債券為替差益	59
繰延税金負債合計	1,671
繰延税金負債の純額	989

◆ 主要項目の5年間の指標 / 損益

(単位:百万円)

項目	第63期 平成29年3月期	第64期 平成30年3月期	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
経常収益	4,982	4,933	4,563	4,570	4,501
経常費用	3,846	3,840	3,786	3,984	3,796
経常利益	1,135	1,092	777	585	704
当期純利益	662	742	565	418	490

◆ 主要項目の5年間の指標 / 主要勘定

(単位:百万円)

項目	第63期 平成29年3月期	第64期 平成30年3月期	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
預金積金残高	245,943	250,976	257,045	258,871	280,069
貸出金残高	102,534	110,838	115,074	117,226	120,680
有価証券残高	135,509	140,746	145,827	145,298	154,783
総資産額	304,345	319,216	339,671	330,851	338,982
純資産額	26,387	26,735	27,791	26,058	29,474
単体自己資本比率	16.89 %	16.31 %	14.89 %	14.44 %	15.00%

(注)「単体自己資本比率」は、平成18年金融庁告示 第22号により算出しております。

◆ 主要項目の5年間の指標 / 出資金

(単位:百万円)

項目	第63期 平成29年3月期	第64期 平成30年3月期	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
出資金	308	307	304	303	300
出資総口数	617,303 口	615,169 口	608,136 口	607,224 口	601,657 口
出資配当率	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0 %	4.0%
出資配当金	12	12	12	12	11

◆ 職員数

項目	第63期 平成29年3月期	第64期 平成30年3月期	第65期 平成31年3月期	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
職員数	172 人	164 人	168 人	169 人	170 人

◆ 業務粗利益及び業務純益等

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
資金運用収支 (A) = (B) - (C)	3,547	3,728
資金運用収益 (B)	3,847	3,960
資金調達費用 (C)	299	232
役務取引等収支 (D) = (E) - (F)	△ 62	△ 67
役務取引等収益 (E)	261	268
役務取引等費用 (F)	323	335
その他業務収支 (G) = (H) - (I)	△ 54	△ 184
その他業務収益 (H)	313	190
その他業務費用 (I)	368	374
金銭の信託運用見合費用 (J)	—	—
業務粗利益 (K) = (A) + (D) + (G) + (J)	3,430	3,475
業務粗利益率	1.03 %	1.05%
業務純益	888	948
実質業務純益	923	1,015
コア業務純益	740	1,123
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	731	1,123

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
2. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

◆ 資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回り

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期			第67期 令和3年3月期		
	平均残高	利息	利回り(%)	平均残高	利息	利回り(%)
資金運用勘定	331,824	3,847	1.15	330,135	3,960	1.19
うち貸出金	116,079	1,703	1.46	119,204	1,714	1.43
うち預け金	71,560	103	0.14	62,910	86	0.13
うち有価証券	142,803	2,007	1.40	146,640	2,127	1.45
資金調達勘定	311,848	299	0.09	309,690	232	0.07
うち預金積金	263,352	297	0.11	273,046	231	0.08
うち借入金	48,416	1	0.00	36,538	0	0.00

◆ 受取利息・支払利息の増減

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期			第67期 令和3年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	106	△ 269	△ 154	87	25	113
うち貸出金	47	△ 67	△ 20	44	△ 33	11
うち預け金	8	△ 9	△ 0	△ 11	△ 6	△ 17
うち有価証券	35	△ 183	△ 147	55	65	120
支払利息	9	△ 50	△ 40	7	△ 75	△ 67
うち預金積金	9	△ 49	△ 40	7	△ 74	△ 66
うち借入金	0	△ 0	△ 0	0	△ 1	△ 1

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率の増減によるものに含めております。

◆ 総資金利鞘

(単位:%)

項目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
総資金利鞘	0.25	0.33
資金運用利回り	1.15	1.19
資金調達原価率	0.89	0.86

◆ 総資産利益率

(単位:%)

項目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
総資産経常利益率	0.17	0.20
総資産当期純利益率	0.12	0.14

(注) 総資産経常利益率＝(経常利益÷総資産(債務保証見返除く)平均残高)×100
総資産当期純利益率＝(当期純利益÷総資産(債務保証見返除く)平均残高)×100

◆ 預金・積金に関する指標 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期		第67期 令和3年3月期	
	平均残高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)
流動性預金	63,657	24.2	74,149	27.2
うち有利息預金	58,716	22.3	62,205	22.7
定期性預金	199,694	75.8	198,896	72.8
うち定期預金	191,771	72.8	191,381	70.1
うち定期積金	7,923	3.0	7,515	2.7
譲渡性預金その他の預金	—	—	—	—
合計	263,352	100.0	273,046	100.0

◆ 定期預金に関する指標 (定期預金残高の内訳)

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期		第67期 令和3年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
固定金利	191,882	99.99	191,347	99.99
変動金利	6	0.01	5	0.01
定期預金合計	191,888	100.00	191,353	100.00

◆ 貸出金に関する指標 (平均残高)

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期		第67期 令和3年3月期	
	平均残高	構成比(%)	平均残高	構成比(%)
割引手形	297	0.3	157	0.1
手形貸付	3,166	2.7	3,002	2.5
証書貸付	101,618	87.5	106,382	89.3
当座貸越	10,996	9.5	9,662	8.1
合計	116,079	100.0	119,204	100.0

◆ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期			第67期 令和3年3月期		
	残高	構成比(%)	債務保証見返額	残高	構成比(%)	債務保証見返額
当組合預金積金	1,963	1.7	0	1,908	1.6	6
有価証券	—	—	—	—	—	—
動産	20	0.0	—	19	0.0	—
不動産	65,556	55.9	2	64,567	53.5	3
その他	119	0.1	—	36	0.0	—
信用保証協会・信用保険	5,437	4.6	2	13,561	11.2	1
保証	40,632	34.7	122	37,623	31.2	188
信用	3,497	3.0	—	2,964	2.5	—
合計	117,226	100.0	127	120,680	100.0	199

◆ 使途別の貸出金残高

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期		第67期 令和3年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
設備資金	69,078	58.9	69,048	57.2
運転資金	48,147	41.1	51,632	42.8
合計	117,226	100.0	120,680	100.0

◆ 貸出金業種別内訳

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期		第67期 令和3年3月期	
	残高	構成比(%)	残高	構成比(%)
製造業	6,645	5.7	6,624	5.5
農業、林業	1,068	0.9	1,215	1.0
漁業	37	0.0	40	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	7,319	6.2	9,249	7.7
電気、ガス、熱供給、水道業	1,899	1.6	1,836	1.5
情報通信業	276	0.2	410	0.3
運輸業、郵便業	2,182	1.9	2,157	1.8
卸売業、小売業	9,120	7.8	10,140	8.4
金融業、保険業	1,000	0.9	1,000	0.8
不動産業	11,030	9.4	10,647	8.8
物品賃貸業	35	0.0	182	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	261	0.2	295	0.3
宿泊業	1,365	1.2	1,855	1.5
飲食業	1,052	0.9	1,595	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	1,532	1.3	1,313	1.1
教育、学習支援業	55	0.0	48	0.1
医療、福祉	486	0.4	560	0.5
その他のサービス	5,227	4.5	6,258	5.2
その他の産業	1,633	1.4	1,732	1.4
小計	52,232	44.5	57,166	47.4
国・地方公共団体等	11,006	9.4	9,716	8.0
個人(住宅・消費・納税資金等)	53,988	46.1	53,798	44.6
合計	117,226	100.0	120,680	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆ 預貸率・預証率

(単位:%)

項目		第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
預貸率	期末	45.28	43.08
	期中平均	44.07	43.65
預証率	期末	56.12	55.26
	期中平均	54.22	53.70

◆ 有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
国債	12,883	13,967
地方債	29,495	27,776
短期社債	—	—
社債	21,458	25,698
株式	2,515	2,331
その他の証券	76,450	76,866
外国証券	60,248	60,790
(うち円貨債)	(50,016)	(51,236)
その他	16,202	16,075
合計	142,803	146,640

(注)当組合は商品有価証券を保有しておりません。

有価証券の時価、評価差額等に関する事項

◆ その他有価証券で時価のあるもの

(単位:百万円)

項目		第66期 令和2年3月期			第67期 令和3年3月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,313	884	429	2,356	1,567	789
	債券	53,187	52,043	1,144	56,139	55,083	1,055
	国債	13,256	12,865	391	13,321	13,037	284
	地方債	24,966	24,384	582	21,959	21,438	521
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	14,964	14,793	170	20,858	20,608	250
	その他	43,481	39,682	3,799	63,548	58,079	5,468
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	97,983	92,610	5,373	122,045	114,731	7,313
	株式	961	1,309	△ 348	606	704	△ 98
	債券	10,946	11,115	△ 168	15,038	15,182	△ 143
	国債	—	—	—	1,885	1,900	△ 15
	地方債	2,602	2,635	△ 32	6,058	6,100	△ 41
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	8,343	8,479	△ 136	7,095	7,182	△ 86
	その他	34,432	37,442	△ 3,009	16,096	17,031	△ 934
	小計	46,341	49,867	△ 3,526	31,742	32,918	△ 1,176
合 計		144,324	142,477	1,847	153,787	147,649	6,137

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。
当事業年度における減損処理額は、69百万円(うち社債 69百万円)であります。また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は期末時点の時価が取得原価より50%以上下落したものについては著しく下落したものとみなし、この場合は、合理的な反証がない限り回復の可能性があると認められないため、減損処理を行うこととしております。期末時点の時価が取得原価より30%以上50%未満下落したものについては著しい下落とみなし、回復の可能性を考慮して減損処理を行うこととしております。
4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

◆ 当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期			第67期 令和3年3月期		
	売却価額	売却益	売却損	売却価額	売却益	売却損
その他有価証券	10,586	388	67	4,311	211	201

◆ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期				第67期 令和3年3月期			
	貸借対照表計上額				貸借対照表計上額			
満期保有目的の債券	—				—			
その他有価証券	973				996			
子会社・子法人等株式	10				10			
非上場株式(店頭売買株式を除く)	99				99			
投資事業有限責任組合出資金	864				886			

◆ その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期				第67期 令和3年3月期			
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
債券	3,518	22,695	17,975	19,945	2,676	27,469	12,808	28,223
国債	703	7,273	2,116	3,162	201	8,519	572	5,913
地方債	1,508	6,053	7,429	12,578	1,470	8,420	3,534	14,591
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,306	9,368	8,430	4,203	1,003	10,530	8,701	7,717
その他	2,479	20,949	18,013	27,131	6,675	19,339	16,018	27,594
合計	5,997	43,644	35,988	47,076	9,351	46,809	28,827	55,818

◆ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

◆ 金銭の信託の時価等に関する事項 ◆ 公共債ディーリング実績

◆ 先物取引の時価情報 ◆ オフバランス取引の状況 ◆ オプション取引の時価情報

◆ 外国為替取扱高 ◆ 子会社株式で時価のあるもの

いずれも該当する取引はございません。

※5ページから8ページの記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

開示債権の状況

当組合は、資産の健全性確保を最重要課題の1つとして「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」に基づきリスク管理債権と「金融再生法」に基づく開示債権を以下の通り開示いたします。

当組合は、資産の健全性確保を最重要課題の1つとして取り組んでおりますが、令和3年3月期につきましても、厳正な自己査定を実施し、その査定結果に基づき適切な償却・引当を実施しました。

リスク管理債権の状況

◆ リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分		残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率 (B+C)／A
破綻先債権	令和2年3月期	153	29	124	100.00
	令和3年3月期	388	120	267	100.00
延滞債権	令和2年3月期	3,498	1,635	1,420	87.34
	令和3年3月期	3,370	1,517	1,494	89.36
3ヵ月以上延滞債権	令和2年3月期	－	－	－	－
	令和3年3月期	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	令和2年3月期	306	122	39	53.08
	令和3年3月期	471	134	32	35.29
合 計	令和2年3月期	3,958	1,787	1,584	85.17
	令和3年3月期	4,230	1,772	1,795	84.31

※百万円未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

- (注)
- 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号の①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
 - 「延滞債権」とは、上記1及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
 - 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金(上記1及び2を除く)です。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1～3を除く)です。
 - 「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づき担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
 - 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
 - 「保全率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
 - これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

金融再生法に基づく開示債権の状況

◆ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分		債権額(A)	担保・保証等(B)	貸倒引当金(C)	保全額(D) = (B) + (C)	保全率(%) (D)／(A)	貸倒引当金引当率(%) (C)／(A－B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和2年3月期	1,474	733	740	1,474	100.00	100.00
	令和3年3月期	1,463	680	783	1,463	100.00	100.00
危険債権	令和2年3月期	2,184	937	804	1,741	79.72	64.48
	令和3年3月期	2,303	965	979	1,944	84.43	73.20
要管理債権	令和2年3月期	306	122	39	162	53.08	21.70
	令和3年3月期	471	134	32	166	35.29	9.60
不良債権計	令和2年3月期	3,966	1,794	1,584	3,379	85.20	72.97
	令和3年3月期	4,238	1,779	1,795	3,574	84.33	73.00
正常債権	令和2年3月期	113,460					
	令和3年3月期	116,708					
合 計	令和2年3月期	117,426					
	令和3年3月期	120,947					

※百万円未満および小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

- (注)
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 - 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。
 - 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
 - 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
 - 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
 - 金額は決算後(償却後)の計数です。

不良債権は4,238百万円ありますが、このうち1,779百万円が担保や保証等でカバーされております。担保や保証等でカバーされていない部分(金額で2,458百万円)に対しても1,795百万円の貸倒引当金を計上しており、不良債権に対するカバー率は84.33%となっております。さらに組合員勘定(株式会社の自己資本に相当する部分)25,167百万円からみても不良債権が経営に与える影響は僅かであり、経営の健全性を十分に確保しております。

◆ 貸倒引当金の期末残高・期中増減額

(単位:百万円)

項目		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年3月期	999	1,034	－	※ 999	1,034
	令和3年3月期	1,034	1,101	－	※ 1,034	1,101
個別貸倒引当金	令和2年3月期	1,407	1,544	78	※ 1,329	1,544
	令和3年3月期	1,544	1,762	3	※ 1,541	1,762
合 計	令和2年3月期	2,407	2,579	78	※ 2,328	2,579
	令和3年3月期	2,579	2,864	3	※ 2,576	2,864

※洗替えによる取り崩し

◆ 貸出金償却の額

(単位:百万円)

項目	第66期 令和2年3月期	第67期 令和3年3月期
貸出金償却	－	－

自己資本の充実の状況等について

自己資本比率

自己資本比率は、貸出金等の「資産（※リスク・アセット等）」に対する出資金や内部留保等の「自己資本」の割合を示す数値であり、金融機関の健全性・安全性を計る重要な指標です。

令和3年3月期の自己資本の額は26,214百万円、自己資本比率は15.00％と国内で業務を行う金融機関の基準4％を大きく上回り、"ひだしん"の財務体質が極めて高い水準にあることを示しています。

※「リスク・アセット等」とは資産（貸出金や有価証券等）に関する貸倒れの危険性の総量をいい、貸借対照表に記載された各資産に対して、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じたリスク・ウェイトを乗じて算出します。「パーゼルⅢ」の導入に伴い、従来に比べてリスク・アセット算出の精緻化が図られました。

当組合の自己資本につきましては、地域のお客さまからの普通出資金による調達を始め、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本の充実を図り、経営の健全性・安全性を保っております。

なお、将来の自己資本の充実策については、各年度毎の事業計画に基づく業務推進を通じて、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

◆ 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	24,679	25,155
うち、出資金及び資本剰余金の額	303	300
うち、利益剰余金の額	24,388	24,866
うち、外部流出予定額(△)	12	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,034	1,101
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,034	1,101
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	25,714	26,257
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	51	42
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	51	42
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—

◆ 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	51	42
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	25,663	26,214
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	170,948	167,746
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△923	△770
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△923	△770
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,769	6,940
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	177,718	174,687
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	14.44 %	15.00%

(注)自己資本算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◆ 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	170,948	6,837	167,746	6,709
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとの エクスポージャー	171,859	6,874	168,515	6,740
(i) ソブリン向け	2,262	90	3,161	126
(ii) 金融機関向け	19,410	776	18,402	736
(iii) 法人等向け	38,590	1,543	38,351	1,534
(iv) 中小企業等・個人向け	36,854	1,474	36,361	1,454
(v) 抵当権付住宅ローン	2,877	115	3,000	120
(vi) 不動産取得等事業向け	14,734	589	13,737	549
(vii) 三月以上延滞等	798	31	683	27
(viii) 出資等	8,917	356	8,595	343
出資等のエクスポージャー	8,917	356	8,595	343
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(ix) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通 出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当する もの以外のものに係るエクスポージャー	19,921	796	18,412	736
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資金等 であってコア資本に係る調整項目の額に 算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,378	55	1,378	55
(xi) その他	26,113	1,044	26,431	1,057
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2	0	0	0
ルック・スルー方式	2	0	0	0
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係る エクスポージャーに係る経過措置により リスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 923	△ 36	△ 770	△ 30
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	6	0	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	3	0	1	0
ロ. オペレーショナル・リスク	6,769	270	6,940	277
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	177,718	7,108	174,687	6,987

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、信用保証協会等による保証付エクスポージャーやオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額などが含まれます。
6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法> $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$
7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当組合の自己資本調達手段は次のとおりです。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準の4%を上回っており、経営の健全性・安定性を充分保っております。
なお、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の横上げを第一義的な施策として考えております。

3. 信用リスクについて

信用リスクとは、取引先の倒産や経営財務状況の悪化等により、貸出金やその利息などの回収が困難となり、金融機関が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、貸出資産の良質化のため、法令遵守はもとより「財務分析」「信用格付け」の活用、不動産価格の適正評価を行うとともに、営業店への本部指導などを実施しております。
さらに、信用リスク回避のため、特定の業種やお客さまに偏ることのないよう、小口・中口多数取引の推進を図るとともに、定期的なポートフォリオ管理などにより信用リスクを認識する管理態勢を構築しています。
当組合では、信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定を実施しております。
また、信用リスク・アセット額の算定にあたっては、各エクスポージャーに分類のうえ、それぞれに定められたリスク・ウェイトを乗じて算出する「標準的手法」を採用しております。
当該手法の採用にあたり、リスク・ウェイトの判定に使用する格付は以下の4つの適格格付機関を採用しております。
●株式会社 格付投資情報センター (R&I) ●株式会社 日本格付研究所 (JCR)
●ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) ●スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。
このような信用リスク管理の状況については、ALM委員会が協議・検討を行うとともに、必要に応じて理事会への報告体制を整備しております。
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に基づき算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

4. 信用リスク削減手法について

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当組合では、資金使途、返済原資並びに財務内容など、さまざまな角度から融資の可否判断をしており、担保や保証による保全措置は、補完的な位置付けとして認識しております。
ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。
当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等があり、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。
また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲内において、預金相殺を用いる場合がございます。
この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合の定める各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認のうえ、事前通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。
なお、当組合が採用している信用リスク削減手法は、適格金融資産担保として自組合預金積金、保証として公的・民間保証等が該当します。
民間保証については、適格格付機関が付与している格付により判定しております。

5. オペレーショナル・リスクについて

オペレーショナル・リスクとは、内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外部事象の発生によって組合が損失を被るリスクのことであり、不適切な事務処理、システムの停止や誤作動、災害発生など、組合経営に重大な影響を与えるリスクの総称です。当組合では、それらのリスクを適切に管理するため「事務リスク管理規程」及び「システムリスク管理規程」を制定し、適切な管理態勢の整備並びにリスクの軽減に取組んでおります。
「事務リスク」につきましては、正確な事務処理遂行のため、営業店指導を強化するとともに、各種研修を定期的の実施し、事務品質の向上に努めております。
また、事務ミス等を未然に防止するため、自店内検査や監査部による臨店監査等により相互牽制機能の強化を図っております。
「システムリスク」につきましては、災害等によりシステムが正常機能しなくなった場合に備えた「コンティンジェンシープラン(危機管理計画)」を作成し、業務への支障を最小限に抑える体制を構築しております。
これらのリスクに関しましてはリスク統括部におきまして協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等において報告する体制を整備しております。
当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出について、過去3年間の粗利益額の平均値に基づき算出する「基礎的手法」を採用しております。

6. 株式・出資金等について

上場株式にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、設定されたリスク・リミットの遵守状況やストレステストなど複合的なリスク分析を実施し、定期的にALM委員会に報告しています。
一方、非上場株式、子会社株式、その他出資金に関しては、「余資運用基準」などに基づいた適正な運用・管理を行い、適切なリスク管理に努めております。
なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券運用基準」等に従い、適正処理を行っております。

7. 金利リスクについて

- リスクの管理方針及び手続きの概要
金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産・負債価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指し、当組合においては、定期的に評価・計測を行い、ALM委員会が協議検討するとともに、資産・負債の最適化に向けたリスクコントロールに努めております。さらに、銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」とする。)について経済的価値の変動額である△EVEを計測しております。
なお、当組合は、四半期月末を基準日として、四半期毎で金利リスクを計測しております。
○金利リスクの算定方法の概要
A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び当組合がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
 (a) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
 (b) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
 (c) 流動性預金への満期の割当て方法(コア預金モデル等)及びその前提
 流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 (d) 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
 (e) 複数通貨の集計方法及びその前提
 IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVEが正となる通貨のみを対象としております。
 (f) スプレッドに関する前提
 スプレッド及びその変動は考慮しておりません。
 (g) 内部モデルの使用等、△EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提
 内部モデルは使用しておりません。
 (h) 計測値の解釈や重要性に関する説明
 △EVEの計測値は、当組合における自己資本比率や有価証券の含み損益等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しております。
 なお、当組合では、重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えると考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としております。
B. 当組合が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上その他の目的で、開示広告に基づく定量的開示の対象となる△EVE以外の金利リスクについて、当該金利リスクの計測手法及びリスク量は4ページに記載しております。

8. 連結の範囲に関する事項等

当組合には子会社等として「ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社」と「飛騨・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合・同2号」があります。
飛騨信用組合グループとして連結された財務諸表は、連結財務諸表規則第5条第2項で規定される重要性の原則により、作成しておりません。このため連結財務諸表を基礎とする諸指標は算出しておりませんが連結自己資本比率についてのみ「平成18年金融庁告示第21号」に準じて算出しております。各種経営指標については飛騨信用組合単体のものをご参照ください。

9. 派生商品取引及び長期決済期間取引ならびに証券化取引について

いずれも該当ございません。

信用リスクに関する事項
(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

◆ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (単位:百万円)

エクスポージャー 区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	291,912	294,813	117,607	121,518	73,259	78,353	—	—	624	537
国外	54,879	55,768	—	—	54,879	55,768	—	—	—	—
地域別合計	346,792	350,581	117,607	121,518	128,138	134,121	—	—	624	537
製造業	11,277	12,555	6,645	6,624	4,632	5,931	—	—	5	2
農業、林業	1,068	1,215	1,068	1,215	—	—	—	—	67	64
漁業	37	40	37	40	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	7,619	9,650	7,319	9,249	300	400	—	—	14	13
電気、ガス、熱供給、水道業	4,914	5,250	1,899	1,836	3,015	3,414	—	—	—	—
情報通信業	676	910	276	410	400	500	—	—	—	—
運輸業、郵便業	3,793	3,565	2,182	2,157	1,610	1,407	—	—	—	—
卸売業、小売業	13,319	16,362	9,120	10,140	4,198	6,221	—	—	10	5
金融業、保険業	12,420	11,994	1,000	1,000	11,420	10,994	—	—	—	—
不動産業	18,491	18,144	11,030	10,647	7,461	7,497	—	—	34	33
物品賃貸業	35	182	35	182	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	261	295	261	295	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,365	1,855	1,365	1,855	—	—	—	—	—	—
飲食業	1,052	1,595	1,052	1,595	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	1,532	1,313	1,532	1,313	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	55	48	55	48	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	486	560	486	560	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	5,227	6,458	5,227	6,258	—	200	—	—	0	0
その他の産業	1,910	1,982	1,633	1,732	276	250	—	—	—	—
国・地方公共団体等	50,949	52,255	11,006	9,716	39,943	42,539	—	—	—	—
個人	53,988	53,798	53,988	53,798	—	—	—	—	491	417
その他	156,306	150,544	380	837	54,879	54,765	—	—	—	—
業種別合計	346,792	350,581	117,607	121,518	128,138	134,121	—	—	624	537
1年以下	21,539	24,496	16,414	15,447	5,125	9,048	—	—		
1年超3年以下	27,847	28,377	7,139	7,706	20,707	20,670	—	—		
3年超5年以下	28,405	31,497	8,107	8,670	20,298	22,827	—	—		
5年超7年以下	27,980	24,290	7,729	8,502	20,250	15,787	—	—		
7年超10年以下	29,173	29,682	12,289	16,747	16,883	12,934	—	—		
10年超	107,821	115,294	62,947	62,441	44,873	52,852	—	—		
期間の定めのないもの	104,025	96,943	2,979	2,001	—	—	—	—		
残存期間別合計	346,792	350,581	117,607	121,518	128,138	134,121	—	—		

- (注)
- 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 - 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 - 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、預け金、投資信託、固定資産等が含まれます。
 - CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 - 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本事項については、9ページ～10ページ「開示債権の状況」に掲載しております。

◆ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 (単位:百万円)

区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高			
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
製造業	46	48	1	46	46	48	—	—
農業、林業	135	146	124	135	135	146	—	—
漁業	21	27	2	21	21	27	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	64	66	380	64	64	66	—	—
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	264	412	211	264	264	412	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	333	312	64	333	333	312	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	253	323	216	253	253	323	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	424	424	405	424	424	424	—	—
合計	1,544	1,762	1,407	1,544	1,544	1,762	—	—

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	15,035	55,237	15,048	55,790
10%	276	5,070	250	13,226
20%	38,445	64,927	35,569	60,145
35%	—	8,227	—	8,575
50%	15,635	546	23,175	734
75%	—	49,989	—	48,267
100%	12,791	61,456	13,621	58,341
150%	48	365	48	284
250%	6,320	1,032	6,320	531
合 計	88,553	246,853	94,034	245,898

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	2,431	2,535	2,285	3,750	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	10	0
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

出資等エクスポージャーに関する事項

◆ 貸借対照表計上額及び時価等 (単位:百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,275	2,275	2,963	2,963
非上場株式等	7,237	—	6,815	—
合計	9,513	2,275	9,779	2,963

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しています。

◆ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評価損益	81	691

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

金利リスクに関する事項

◆ IRRBB：金利リスク (単位:百万円)

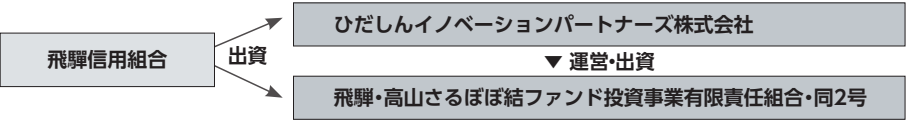
項番		△EVE		△NII	
		令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
1	上方パラレルシフト	9,960	10,248	179	252
2	下方パラレルシフト	—	—	75	70
3	スティープ化	7,765	7,972		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	9,960	10,248	179	252
		令和元年度		令和2年度	
8	自己資本の額	25,663		26,214	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

※△EVEとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。
※△NIIとは、IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

当組合および子会社等の概況

◆ 飛驒信用組合グループの事業系統図



◆ 子会社等の概況 (令和3年3月末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金 (百万円)	議決権 所有割合
ひだしんイノベーションパートナーズ株式会社	岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1	・投資事業組合財産の運用及び管理 ・株式、社債又は持分その他の有価証券に対する投資業務	平成26年11月7日	10	100%
飛驒・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合	岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1	・地域活性化に資する投資業務	平成27年2月1日	347	—
飛驒・高山さるぼぼ結ファンド2号投資事業有限責任組合	岐阜県高山市花岡町1丁目13番地1	・地域活性化に資する投資業務	平成28年6月10日	276	—

◆ 連結自己資本比率

当組合では、子会社は当信用組合グループの財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいと認められるため、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、子会社等のひだしんイノベーションパートナーズ株式会社及び飛驒・高山さるぼぼ結ファンド投資事業有限責任組合・同2号を含めた連結自己資本比率は下記のとおりであります。

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	24,681	25,179
うち、出資金及び資本剰余金の額	303	300
うち、利益剰余金の額	24,389	24,890
うち、外部流出予定額(△)	12	11
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,034	1,101
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,034	1,101
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	25,716	26,280
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	51	42
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	51	42
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

◆ 連結自己資本比率

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	51	42
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	25,664	26,238
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	170,978	167,791
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 923	△ 770
うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	－	－
うち、繰延税金資産	－	－
うち、退職給付に係る資産	－	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 923	△ 770
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,781	6,943
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	177,760	174,735
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	14.43 %	15.01 %

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く):連結

- ◆ 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 (連結)
- 【業種別および残存期間別】
- 影響が僅少であるため記載を省略します。
- ◆ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額 (連結)
- 単体と同一です。
- ◆ 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等 (連結)
- 単体と同一です。
- ◆ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等 (連結)
- 影響が僅少であるため記載を省略します。
- ◆ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (連結)
- 単体と同一です。

証券化エクスポージャー・出資等エクスポージャーに関する事項:連結

- ◆ 証券化エクスポージャーに関する事項(連結)
- 該当はございません。
- ◆ 出資等エクスポージャーに関する事項(連結)
- 影響が僅少であるため記載を省略します。

※単体の各種指標につきましてはP15～17をご参照ください。